

令和5年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2月10日)

令和5年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和5年2月10日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
中村正臣	議員
山口克浩	議員
横須賀生也	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
奥田俊夫	議員
木村武壽	議員
大西吉文	議員
奥村文浩	議員
小松原一哉	議員
増田貴	議員
篠田久和	議員
樋口房次	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
大河直幸	議員
岡本里美	議員
坂本優子	議員
鈴木崇義	議員
関谷智子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉 崎 雅 俊 事業部理事
川 島 修 啓 施設部理事
福 西 博 会計管理者
橋 本 哲 也 総務課長
池 本 篤 史 施設課長

3 職務のため議場に出席した職員

親 見 善 人 議会事務局長

4 議事日程

- 日程第 1 議席の指定について
日程第 2 諸報告について
日程第 3 会議録署名議員の指名について
日程第 4 会期の決定について
日程第 5 議案第 1 号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6 議案第 2 号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 7 議案第 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて
日程第 8 議案第 4 号 城南衛生管理組合経費の分賦金負担の割合を定めるについての一部を改正するについて
日程第 9 議案第 5 号 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 10 議案第 6 号 令和 4 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 11 議案第 7 号 ごみ中継施設更新工事請負変更契約の締結について
日程第 12 議案第 8 号 令和 5 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 13 休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1 ～日程第 13

午前 10 時 00 分 開会

○関谷智子議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告申し上げます。

本日の議題にもございますが、昨年 12 月に行われました宇治田原町議会の役員改選によりまして、宇佐美まり議員並びに原田周一議員が城南衛生管理組合議員に再選され、仮議席を指定しておりますので、ご報告いたします。

宇佐美まり議員です。

○宇佐美まり議員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○関谷智子議長 原田周一議員です。

○原田周一議員 原田です。よろしくお願いいたします。

○関谷智子議長 既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立をいたしました。
これより令和5年2月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定について

○関谷智子議長 日程第1、議席の指定を行います。

昨年12月の宇治田原町議会の役員改選により再選されました議員の議席でございますが、会議規則第3条第2項及び同条第4項の規定により、議長において、議席番号5番に宇佐美まり議員、議席番号6番に原田周一議員をそれぞれ指定いたします。

日程第2 諸報告について

○関谷智子議長 次に、日程第2、諸報告を行います。

宇治田原町議会選出議員の所属委員会についてでございます。

宇佐美まり議員並びに原田周一議員の所属委員会につきましては、委員会条例第4条第1項ただし書の規定により、宇佐美まり議員は廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員及び議会運営委員会委員に、原田周一議員は総務常任委員会委員に、令和4年12月6日付にて選任しましたので、委員会条例第4条第3項の規定によりご報告いたします。

また、総務常任委員会の委員長が欠員となっておりますので、2月6日に開催されました総務常任委員会において、委員長を互選の結果、委員長に原田周一議員が選任されましたことを併せてご報告いたします。

次に、城南衛生管理組合監査委員から報告のありました定期監査の結果及び例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧をお願いします。

日程第3 会議録署名議員の指名について

○関谷智子議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、山口克浩議員、松峯茂議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○関谷智子議長 次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月28日までの47日間といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は47日間と決定いたしました。

日程第5 議案第1号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○関谷智子議長 次に、日程第5、議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、令和5年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、国において、感染症法上の位置づけを、本年5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが決定されましたが、まだまだ予断を許さない状況にございます。

当組合においても、感染者が多数見られ、感染防止対策の徹底を行い、業務を継続してまいりました。法上の位置づけに関わらず、新型コロナウイルス感染症の対策について万全を期し、1日も止めることができない廃棄物処理事業の継続に向けて取り組んでいくところでございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の参考資料をご覧ください。

本案は、当組合職員の給与について、令和4年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、給与改定といたしまして、1点目、給料表でございます。若年層に重点を置きまして、令和4年4月1日に遡及して、平均0.22%の引上げ改定を行うものでございます。

2点目、裏面でございますけれども、勤勉手当でございます。勤勉手当につきましては、支給月数を年間0.10月分引き上げることとし、令和4年度については、12月

期の支給月数を1.05月に引き上げるものでございます。また、令和5年度以降につきましては、6月期と12月期の勤勉手当に均等配分し、それぞれ1.00月といたすものでございます。また、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるものでございます。

なお、改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっているものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第6、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**(登壇) ただ今議題となりました議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号の参考資料をご覧ください。

本案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正するものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げることとし、令和4年度につきましては、12月期の支給月数を1.675月に引き上げ、令和5年度以降につきましては、6月期と12月期に均等配分し、それぞれ1.65月といったものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第7、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**(登壇) ただ今議題となりました議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについての提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号の参考資料をご覧ください。

先般、国家公務員法の改正が行われ、国家公務員につきましては、定年年齢が令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることとなり、地方公務員につきましても国家公務員に準じた取扱いとするため、地方公務員法の改正が行われたところでございます。

地方公務員の定年に係る年齢は条例で定めることとされており、定年年齢の段階的引上げ、定年前再任用制の導入、60歳到達後における給与の7割水準に関する取扱い、退職手当に関する措置、役職定年制の導入、59歳年度中における情報提供及び勤務意思の確認などにつきまして、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

施行期日は令和5年4月1日としておりますが、59歳年度中における情報提供及び勤務意思の確認に関する事項につきましては、公布の日から施行するものとしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 城南衛生管理組合経費の分賦金負担の割合を定めるについての一部を改正するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第8、議案第4号、城南衛生管理組合経費の分賦金負担の割合を定めるについての一部を改正するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第4号、城南衛生管理組合経費の分賦金負担の割合を定めるについての一部を改正するについての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、城南衛生管理組合規約第12条第2項の「分賦金負担の割合は、議会において定める」の規定に基づき、議決をいただくものでございます。

議案第4号の参考資料をご覧ください。

本案は、沢中継場の更新に伴い、かねてより更新工事を進めておりました新たなごみ中継施設が完成・稼働の運びとなりますところ、この施設につきましては八幡市の要望を取り入れ、これまでの可燃ごみに加え、不燃ごみ及びプラスチックの中継を行う施設としたところでございます。この不燃ごみ及びプラスチックに係る経費につきましては、八幡市の負担となりますことから、その経費の分賦金負担の割合に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

また、令和4年度をもってし尿収集運搬委託企業転廃業助成金制度が終了するため、その経費の分賦金負担の割合に関する規定を削除するものでございます。

適用日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○関谷智子議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第9、議案第5号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**（登壇） ただ今議題となりました議案第5号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第5号の参考資料をご覧ください。

本案は、議案第4号でもご説明いたしました新たなごみ中継施設の完成に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、新しい施設の名称を「沢中継施設」とするものでございます。

条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

議案第5号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**関谷智子議長** 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 令和4年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第2号）

○**関谷智子議長** 次に、日程第10、議案第6号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者（登壇）** ただ今議題となりました議案第6号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第6号の参考資料をご覧ください。

今回の補正予算は、毎年度この時期に行っております歳入歳出の増減調整により市町分担金を精算するものであり、歳入では、ごみ処理手数料の減や資源化物等の売払収入などの増のほか、令和3年度決算剰余金を追加計上いたしております。

一方、歳出では、事業の執行過程に伴います入札等による契約金額の減などにより生じる年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

これらの増減調整の結果、構成市町の分担金につきましては、9,611万5,000円の減額となっております。

補正額は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ145万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億2,337万2,000円といたすものでございます。

次に、1枚目の歳入の主な補正内容でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の減少などにより、2,583万7,000円を減額いたしております。

次に、財産収入では、資源化物売払収入の売却単価の上昇などにより、2,724万9,000円を増額いたしております。

次に、繰越金でございますが、令和3年度決算剰余金において、5,788万3,000円を計上いたしております。

次に、諸収入では、廃棄物発電収入の増収などにより、4,388万3,000円を増額いたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、上から、人件費では、人事院勧告による給与改定や休職者に係る不用額に伴う職員給与費の増減などにより、合計1,420万6,000円を減額いたしております。

次に、普通建設事業費では、各工場改修整備工事の契約金額の減など、合計1,680万1,000円を減額いたしております。

最後に、積立金では、財政調整基金積立金等といたしまして、2,894万7,000円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、令和3年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てることとし、これに基金運用利子を合算いたしております。

以上の要因によりまして、歳出総額としては145万9,000円を減額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分担金につきましては、1枚目でございますが、歳入内訳最上段のとおり、総額9,611万5,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして、精算するものでございます。

次に、2枚目の裏面をご覧ください。

2件の繰越明許費の設定でございます。

1つ目につきましては、ごみ中継施設更新工事におきまして、一部中継車両について、納入時期が不明となり、令和4年度内の納入が見込めなくなりましたことから、これを令和5年度に繰越しし、事業を執行してまいりたいと存じております。

なお、中継業務に必要な車両につきましては、現行車両の改造及びリース等により確保いたしております。

次に、3枚目をご覧ください。

2つ目につきましては、新事務所棟建設工事において、当初令和4年9月に入札、10月に契約締結を行う予定でございましたが、昨今の急激な物価上昇等の影響により、入札不調となり、着工時期が遅れることとなりました。そのため、令和4年度に予定しておりました工事を行うことができないことから、これを令和5年度に繰越しし、事業を執行してまいりたいと存じております。

以上が補正予算の主な内容でございます。これらの内容を議案第6号として補正予算を編成いたしたところでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関谷智子議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 7 号 ごみ中継施設更新工事請負変更契約の締結について

○**関谷智子議長** 次に、日程第 1 1、議案第 7 号、ごみ中継施設更新工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**（登壇） ただ今議題となりました議案第 7 号、ごみ中継施設更新工事請負変更契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、先ほどご可決いただきました補正予算において設定いたしました繰越明許費に基づく変更契約であり、本組合の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づきまして、新明和工業株式会社と契約期間延長の工事請負変更契約を締結することにつきまして、議会の議決を賜りたく提案するものでございます。

議案第 7 号の参考資料をご覧ください。

変更の内容のとおり、ごみ中継施設更新工事におきまして、新施設で使用いたします中継車両の納入遅延によりまして、契約期間を 1 年間延長するものでございます。

車両納入計画については表のとおりでございますが、中継業務に必要な車両につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現行車両の改造及びリース等により確保いたしております。

契約期間につきましては、令和 5 年 3 月 3 1 日までを令和 6 年 3 月 3 1 日までに変更するものでございます。

なお、契約金額については変更ございません。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第 7 号を採決いたします。

議案第 7 号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算

○**関谷智子議長** 次に、日程第12、議案第8号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者** (登壇) ただ今議題となりました議案第8号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の議案第8号の参考資料「令和5年度 当初予算案の概要」をご覧ください。

令和5年度の予算を編成するに当たりましては、表紙と目次をめぐっていただきまして、1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます、「安心安全な工場運営」、「住民感覚に沿った行財政改革」及び「循環型社会の構築に向けた事業の推進」の3つの基本方針の下、適正な廃棄物処理事業の継続に努めますとともに、新事務所棟建設事業、クリーン21長谷山長寿命化事業など、今後の組織運営に必要な大型事業に取り組むこととしております。

また、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携・協同いたしまして、適正な廃棄物処理事業を推進することなど、7つの取組施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしたところでございます。

令和5年度歳入歳出の予算総額は、それぞれ55億3,642万7,000円で、前年度比較で8億8,840万4,000円、13.8%の減少となっております。

一方で、主要な財源でございます市町分担金は、37億7,629万9,000円で、前年度比較で1億8,484万4,000円、5.1%の増加となっております。

以上の内容につきまして、令和5年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成をいたしたところでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、山口克浩議員、横須賀生也議員、宇佐美まり議員、木村武壽議員、小松原一哉議員、増田貴議員、樋口房次議員、秋月新治議員、大河直幸議員、坂本優子議員、松峯茂議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

予算特別委員会の委員の皆さんは、2階C会議室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時42分 再開

○**関谷智子議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長の互選の結果、委員長には城陽市選出委員小松原一哉議員が、副委員長には久御山町選出委員樋口房次議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第13 休会について

○**関谷智子議長** 次に、日程第13、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月11日から3月27日までの45日間を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、2月11日から3月27日までの45日間に休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締切りは3月7日午後5時までとなっておりますので、ご承知おき願います。

次回は3月28日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 関谷 智子

副議長 大西 吉文

議 員 山口 克浩

議 員 松峯 茂

第2号

(3月28日)

令和5年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和5年3月28日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
中村正臣	議員
山口克浩	議員
横須賀生也	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
奥田俊夫	議員
木村武壽	議員
大西吉文	議員
小松原一哉	議員
増田貴	議員
篠田久和	議員
樋口房次	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
大河直幸	議員
岡本里美	議員
坂本優子	議員
鈴木崇義	議員
関谷智子	議員
松峯茂	議員

欠席議員

奥村文浩	議員
------	----

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
福西博	会計管理者
橋本哲也	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
田中亮	事業部理事付担当課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
長野満佐志	クリーパーク折居所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
別所尚紀	エコ・ポート長谷山所長
馬淵武志	グリーンヒル三郷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

親見善人 議会事務局長

4 議事日程

- 日程第 1 議案第 8号 令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算
- 日程第 2 議案第 9号 専任副管理者の選任同意を求めるについて
- 日程第 3 議案第10号 城南衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するについて
議案第11号 城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例を制定するについて
- 日程第 4 議案第12号 城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例及び城南衛生管理組合情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第 5 議案第13号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第 6 議案第14号 し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金条例を廃止する条例を制定するについて
- 日程第 7 議案第15号 新事務所棟建設工事(主体工事)請負契約の締結について
- 日程第 8 議会議案第1号 城南衛生管理組合議会個人情報の保護に関する条例を制定するについて
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第10 諸報告について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第10

午前10時 開議

○**関谷智子議長** おはようございます。会議前の連絡事項について、ご報告申し上げます。

奥田副管理者及び奥村議員より、交通事故による渋滞が発生しておりますので、そのことにより遅刻の申し出を受けておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席議員数は21人でございます。既に定足数に達しておりますので、これより令和5年2月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案第8号 令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算

○**関谷智子議長** 日程第1、議案第8号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

小松原予算特別委員会委員長。

○**小松原一哉議員**（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、ただ今議題となりました、議案第8号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算についての、予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、去る2月10日の本会議において設置をされ、令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、小松原が、副委員長には樋口房次議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は2月17日に招集し、説明には、正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長、各施設所長の出席を求めて、前向きな審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括して、次に衛生費について審査を行いました。次に、歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。議案第8号についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会が出されました意見等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応えていかれるよう切に希望するものであります。

当日は、委員各位におかれましては、前向きかつ円滑なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。併せて、樋口房次副委員長のご協力によりまし

て、委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めて御礼を申し上げます。
以上で報告を終わります。

○**関谷智子議長** これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。
これより議案第8号を採決いたします。議案第8号は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 専任副管理者の選任同意を求めるについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第2、議案第9号、専任副管理者の選任同意を求めるについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
松村管理者。

○**松村淳子管理者** (登壇) ただ今議題となりました、議案第9号、専任副管理者の選任同意を求めるについての提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、本組合の専任副管理者の任期が令和5年3月31日で満了いたしますことから、現専任副管理者の野村賢治氏を、引き続き令和5年4月1日から専任副管理者に選任いたしたく、そのご同意をお願いするものでございます。

このたび選任同意をお願いいたします野村賢治氏は、平成31年4月1日から1期4年、行財政改革に引き続き取り組む中、沢中継施設の整備を進めるとともに、令和2年から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う危機的な状況の中においても、一日も欠かすことなく廃棄物の処理を継続させるなど、本組合の使命でございます安心・安全な廃棄物処理業務全般につきまして、円滑な執行に努めてこられたところでござ

います。

一方、新事務所棟の建設、クリーン21長谷山長寿命化事業の推進、最終処分場の在り方検討など、組合の廃棄物処理行政を取り巻く諸課題は山積しており、引き続き同氏に正副管理者の補佐役としての役割をお願いしたいと考えまして、本組規約第10条第3項の規定により本案を提案いたすものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご同意賜われますようお願い申し上げます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案はこれに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関谷智子議長 起立全員であります。よって、議案第9号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

10時17分休憩

10時18分再開

○関谷智子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第10号 城南衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するについて

議案第11号 城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例を制定するについて

○関谷智子議長 次に、日程第3、議案第10号、城南衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するについて、議案第11号、城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例を制定するについての2議案を一括して議題といたします。

なお、2議案の質疑、討論、採決につきましては、それぞれの議案ごとにいたします。提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第10号、城南衛生管理組合

個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するについて及び第11号、城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例を制定するについての2議案につきまして、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして条例の制定を行う必要があります、内容が関連しておりますことから、一括して議案の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第10号及び11号の参考資料をご覧ください。

本案は、1の制定の理由にありますように、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、令和5年4月から同法が一部事務組合を含む地方公共団体等に対して直接適用されますことから、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

2の制定の内容でございますが、(1)城南衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例では、1つ目は、本人開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送料等については、要する費用を負担するものとしております。

2つ目は、実施機関は、城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会に諮問できるものとしております。

3つ目は、管理者は毎年度、個人情報保護制度の運用状況を公表することとしております。

(2)城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例では、管理者の附属機関として新たに城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会を設置することとし、情報公開制度と個人情報保護制度の整合性のある審査及び効率的な運営のため、城南衛生管理組合情報公開審査会は、本審議会に統合するものとしております。

3つ目の施行期日でございますが、令和5年4月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより議案第10号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。議案第10号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。議案第11号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例及び城南衛生管理組合情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第4、議案第12号、城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例及び城南衛生管理組合情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**(登壇) ただ今議題となりました、議案第12号、城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例及び城南衛生管理組合情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第12号の参考資料をご覧ください。

本案は、行政不服審査及び情報公開の開示請求に係る公文書の写し等の費用に関しまして、デジタル社会に対応した電子媒体等による場合の費用も含めた見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、表のとおり、文字、図画及び写真に係る複写に加え、電磁的記録に要する費用や公文書の写しの送付に要する費用を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。議案第12号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関谷智子議長 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○関谷智子議長 次に、日程第5、議案第13号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第13号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第13号の参考資料をご覧ください。

本案は、国家公務員退職手当法の適用を受けます非常勤職員に係る退職手当の支給要件について改正が行われたことを踏まえ、当組合におきましても、国家公務員の退職手当と同様の扱いといたしますことから、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、非常勤職員の退職手当の支給要件として定めます「常勤職員と同じ勤務時間で、月18日以上かつ引き続き12月以上勤務した職員」における「月18日以上」の要件につきまして、「1月期間の日数が20日に満たない日

数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上」という緩和要件を加えるものでございます。

参考として、令和5年2月の場合について記載しておりますので、ご覧おき願います。

なお、当組合においては、本条例の対象となる非常勤職員はフルタイム会計年度任用職員でございますが、現在フルタイム会計年度任用職員は任用しておりません。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。議案第13号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金条例を
廃止する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第6、議案第14号、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金条例を廃止する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**(登壇) ただ今議題となりました、議案第14号、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金条例を廃止する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和4年度をもって、し尿収集運搬委託企業転廃業助成金制度が終了し、資

金を積み立てるための基金が不要となりますことから、当該基金条例を廃止いたすため、提案するものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。議案第14号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号 新事務所棟建設工事（主体工事）請負契約の締結について

○**関谷智子議長** 次に、日程第7、議案第15号、新事務所棟建設工事（主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者（登壇）** ただ今議題となりました、議案第15号、新事務所棟建設工事（主体工事）請負契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

新しい事務所棟は、クリーンパーク折居と一体の建物として建設し、リサイクル工房等の機能を併設するとともに、ごみ問題のみならず、廃棄物処理とも密接に関係する様々な環境問題について、環境学習という視点で啓発活動の拠点となるものでございます。

議案第15号の参考資料をご覧ください。

令和5年3月17日に一般競争入札を執行いたしました結果、3の入札結果のお

りとなりましたことから、本組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、株式会社長村組と税込み6億2,150万円で工事請負契約を締結することにつきまして、議会の議決を賜りたく提案するものでございます。

なお、業者の決定まで時間がかかりましたが、6の建設スケジュールのとおり、令和5年度内の工事完成見込みとしております。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。議案第15号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議会議案第1号 城南衛生管理組合議会個人情報の保護に関する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第8、議会議案第1号、城南衛生管理組合議会個人情報の保護に関する条例を制定するについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。
これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。
これより議会議案第1号を採決いたします。議会議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中継続調査の申し出について

○**関谷智子議長** 次に、日程第9、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。
よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第10 諸報告について

○**関谷智子議長** 次に、日程第10、諸報告を行います。
城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきまし

ては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者から挨拶の申し出がございますので、お受けいたします。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**（登壇） 令和5年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、令和5年度一般会計予算をはじめ、本日ご提案させていただきました議案につきまして、いずれも可決、ご同意を賜り、誠にありがとうございました。

令和5年度は、新たな沢中継施設が稼働いたしますことや新事務所棟の建設事業及びクリーン21長谷山長寿命化事業を推進させるなど、管内住民の安心・安全な廃棄物処理事業を継続するため、職員一丸となり取り組んでまいり所存でございます。また、併せて、地方財政の状況が厳しい中、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った組合運営を着実に進めてまいりたいと存じます。

加えまして、議員各位からいただきましたご意見とご指導を念頭に置きながら、構成市町と緊密に連携し、安心・安全な廃棄物処理事業の推進により万全を期し、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆様のご信頼と安心を一層得られますよう、職員共々さらなる努力を続けてまいりたいと存じます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今期でご勇退をされます議員におかれましては、今日までのご厚情に感謝申し上げますとともに、ますますのご健勝をお祈りしております。

間もなく統一地方選挙が執行されます。立候補なされます議員におかれましては、ご当選の栄に輝かれますよう、ご健闘を心よりお祈り申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○**関谷智子議長** ありがとうございました。

この約2年間、大西副議長にお支えをいただきながら、この議会の運営に皆様のご高配いただきましたことに御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以上で終わります。ご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 関谷 智子

副議長 大西 吉文

議員 山口 克浩

議員 松峯 茂

参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

令和5年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

予算特別委員会審査記録

日 時 令和5年2月17日（金）午前10時00分～午前11時38分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員

小松原 一 哉	委 員 長
樋 口 房 次	副委員長
山 口 克 浩	委 員
横須賀 生 也	委 員
宇佐美 ま り	委 員
木 村 武 壽	委 員
増 田 貴	委 員
坂 本 優 子	委 員
松 峯 茂	委 員
関 谷 智 子	議 長 (オブザーバー)
大 西 吉 文	副 議 長 (オブザーバー)

欠席委員

秋 月 新 治	委 員
大 河 直 幸	委 員

説 明 者

松 村 淳 子	管 理 者
奥 田 敏 晴	副管理者
堀 口 文 昭	副管理者
信 貴 康 孝	副管理者
西 谷 信 夫	副管理者
汐 見 明 男	副管理者
野 村 賢 治	専任副管理者
その他幹部職員	

付託案件 議案第8号 令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費及び予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

午前10時00分開会

○小松原一哉委員長 おはようございます。会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

本日の委員会は、飛沫防止対策として、執行部側の説明、質疑応答については、着席したままで行うことを認めておりますので、よろしく願いいたします。

秋月委員、大河委員より欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

ただ今の出席委員数は9人でございます。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、関谷議長、大西副議長をはじめ、委員各位並びに正副管理者におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわらず、本委員会にご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、去る2月10日の本会議において設置をされ、同日に開催されました第1回目の委員会で正・副委員長を互選の結果、委員長には私、小松原が、副委員長には樋口房次委員が選出された次第であります。

誠に不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、その点ご容赦をいただきまして、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

では、着座で失礼いたします。

それでは、あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者 おはようございます。

本日ここに令和5年城南衛生管理組合予算特別委員会が開催されましたところ、小松原委員長、樋口副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、何かとご多用中のところ、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、関谷議長、大西副議長におかれましては、公務ご多用中にもかかわらず、ご臨席を賜り、誠にありがとうございます。

令和5年度におきましても、引き続き「安心安全な工場運営」「住民感覚に沿った行財政改革」及び「循環型社会の構築に向けた事業の推進」の3つの基本方針の下、適正な廃棄物処理事業の継続に努めてまいり所存でございます。また、新事務所棟建設事業及びクリーン21長谷山長寿命化事業など、今後の組織運営に必要となる大型事業にも取り組むこととしております。

さらに、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携、協働して、適正な廃棄物処理事業を推進することとし、令和5年度一般会計予算を編成いたしました。

令和5年度の予算内容につきましては、「一般会計予算書及び予算説明書」並びに議案第8号参考資料「令和5年度当初予算案の概要」のとおり、取りまとめをいたしたところでございます。

それでは、案件の詳細につきまして担当よりご説明を申し上げますので、よろしくご審査をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○小松原一哉委員長 議事に入ります前に、本委員会に付託されました議案第8号の審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して審査をしたいと思えます。次に、衛生費について審査をしたいと思えます。次に、歳入については、全款を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにいたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小松原一哉委員長 ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○小松原一哉委員長 それでは、これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第8号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることにいたします。

それでは、まず、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 それでは、ただ今議題となりました議案第8号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計予算のご説明を申し上げます前に、お配りしております令和5年度一般会計予算書及び予算説明書につきましては、ホチキスの位置によりまして偶数のページ表記が見にくくなっておりますことをまずおわび申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは説明に入らせていただきますが、以降の説明におきましては、「令和5年度一般会計予算書及び予算説明書」につきましては「予算書」と、別冊の議案第8号参考資料「令和5年度当初予算案の概要」につきましては「概要書」と呼ばせていただき、ご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、概要書の表紙と目次をめくっていただきまして、1ページをご覧願ひます。

一番下に記載をいたしておりますが、令和5年度当初予算総額といたしましては55億3,642万7,000円となり、対前年度比較では8億8,840万4,000円の減少となっております。

また、事業費の主要な財源である市町分担金につきましては37億7,629万9,000円となり、対前年度比較で1億8,484万4,000円の増加となっております。

続きまして、歳出予算につきまして、議会費、総務費、並びに公債費、予備費の順にご説明を申し上げます。

まず、予算書13ページをご覧ください。

議会費からご説明を申し上げます。議会費では、組合議会議員22人の報酬200万6,000円をはじめ、旅費186万8,000円、会議録反訳調整に係りませ委託料として80万円など、議会費合計で477万4,000円を計上いたしております。

次に、総務費についてご説明申し上げます。予算書14ページから17ページの総務費では、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等を計上いたしております。

続きまして、費目ごとに順次、ご説明を申し上げます。

最初に、予算書14ページ及び15ページの一般管理費をご覧ください。

予算額は、特別職7人の給与1,375万4,000円及び再任用短時間勤務職員を含む一般職員101人中、管理部門に属する37人分の給与3億1,765万7,000円を計上いたしましたほか、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、職員健康診断等委託料など、総額3億8,227万6,000円を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをご覧ください。

令和5年1月1日現在の人員及び給与を基に定期昇給などを考慮し、計上いたしております。

下から3行目にございますように、人件費の総額は8億2,447万1,000円で、対前年度比較3,727万8,000円、4.3%の減少となっております。

人件費に関連いたしまして、概要書の17ページ及び18ページをご覧ください。

ここでは、平成28年度以降に取り組みました行政改革等における職員給与の適正化や令和5年度の民間委託の状況について記載をいたしております。

また、安心安全な工場運営体制の推進といたしまして、概要書19ページにソフト面、ハード面における取組概要をまとめておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページ下段から16ページの文書広報費をご覧ください。

予算額は、広報紙の発行と環境まつりに要する経費など1,309万7,000円を計上いたしております。

概要書24ページをご覧ください。

こちらには広報広聴事業計画の概要を記載いたしております。

令和5年度は管内住民の環境意識の向上を図るため、情報発信媒体それぞれの特性を最大限に発揮し、世代に合わせた有益な情報を積極的に発信するほか、地域・大学と連携・協働して、循環型社会の構築に向けた取組を進めることとしております。

主な取組内容といたしましては、広報紙、ホームページ、SNSによる情報発信、組合キャラクターの積極的な活用、環境まつりの開催等を通じて、より効果的な環境啓発や情報発信を図ることとしております。

なお、広報紙エコネット城南につきましては、年5回発行することとしておりま

すが、これまで新聞折り込みとしておりました配布方法を令和5年度から全てポスティングによる全戸配布へと変更し、情報発信の強化を図ります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページ2段目の財政管理費をご覧ください。

電算システムに係る保守委託料やOA機器の購入費など合計2,653万7,000円を計上いたしております。

なお、財政調整基金の現在高の状況等につきましては、概要書9ページをご覧ください。

①の財政調整基金は、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当いたしております。令和5年度当初予算では取崩しを予定せず、令和5年度末現在高を4億852万9,000円と見込んでおります。

また、②の転廃業助成基金でございますが、転廃業助成金の交付につきましては、令和4年度中の基金への積立てと取崩しをもって交付を終了いたしましたので、基金につきましても廃止を予定しております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページ3段目の会計管理費をご覧ください。

共通事務用品の一括購入費や火災保険料など、合計652万円を計上し、また17ページの企画費では、環境マネジメントシステムに係る外部評価等謝礼金など、合計49万4,000円を計上いたしております。

なお、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策につきましては、概要書の20ページにその取組の概要を記載いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書の17ページ中段の公平委員会費では、委員報酬など2万9,000円を計上し、下段の監査委員費では、委員報酬など28万3,000円を計上いたしております。

続きまして、公債費及び予備費についてご説明申し上げます。

まず、公債費でございますが、予算書の26ページをご覧ください。

令和5年度は、令和元年度折居清掃工場解体事業債等、計3件の据置期間が経過し、元金償還が開始となったことなどにより元金が増加しております。元金で6億2,028万5,000円、利子で2,167万3,000円、合計6億4,195万8,000円を計上いたしております。

概要書の16ページをご覧ください。今後の組合債の現在高と償還額の推移につきまして、現時点の事業計画によります今後の見込みをグラフでお示しいたしております。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万円をピークに、これまでの建設事業の財源として借入れしました起債の償還が順次終了し、太枠の令和5年度予算の償還額は、ピーク時の約5割となる約6億4,181万円となっております。義務的経費である公債費負担の低減のほか、分担金負担の縮減にも一定配慮したのとなっております。

公債費の中期的な見込みといたしまして、折れ線グラフでお示しいたしております現在高につきましては、下の表の②のリサイクルセンター長谷山建設や、③のクリーンパーク折居建設、④のごみ中継施設建設、現在取り組んでおります⑤の新

事務所棟建設や今後予定しております⑥のクリーン21長谷山長寿命化事業に係る組合債発行により、令和9年度までは70億円前後で推移いたしますが、その後は減少に転じる見込みとなっております。

一方、棒グラフでお示しいたしております償還額につきましては、今後も折居清掃工場更新事業債等の償還が進みます中、令和13年度までは償還額の増加が見込まれますが、以降は償還が集中するようなことはなく、安定的な財政運営が図れるものと見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、27ページ、予備費でございますが、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

議会費、総務費並びに公債費、予備費の説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○小松原一哉委員長 これより、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、予算書もしくは予算案の概要書の何ページの項目について質問というふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 よろしくをお願いいたします。

概要書20ページ、24ページ、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策について、2点お尋ねいたします。

まず、1点目ですが、令和5年度において温室効果ガス排出量を25%削減するとした「地球元気プランIV」では、令和3年度の段階で基準年度である平成25年度との増減比較で温室効果ガス排出量は40%の減少を達成しており、令和2年度と比較しても16.9%の減少が見られ、城南衛生管理組合の情報発信や広報活動によって廃プラスチック焼却量の減少につなげ、年々成果を上げておられるところでは。

一方で、当組合の温室効果ガス排出量の約9割以上がプラスチック焼却によるものとの報告がありました。処理施設で最大限努力されている中で、さらにその取組を次のステップへ進めるためには、リサイクルに回せるプラスチックを可燃ごみに混ざらないように最大限工夫を凝らす取組が大切になってくると思います。

ごみの分別に関しての情報発信や広報活動、環境教育出前講座等のほか、今後どのような方策を考えておられるのか、お聞かせ願えますか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 これまでも情報発信、広報活動ということで、特にこれまでも広報紙においてはプラスチック製容器包装の適正な分別に関する特集記事の掲載、またホームページにおいては組合職員によるごみ分別のお願い動画、こういったものの掲載、こういったところで管内住民への啓発に努めているところです。

また、エコポート長谷山で実施いたします出前講座では、工作体験の前に令和4

年度から開始しておりますペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業、こういった事業についてのチラシ配布など、事業効果の周知、分別啓発の方を行っているところでございます。

今後の方策といったところにつきましてですが、広報紙につきましては、これまで新聞折り込みによる配布という形にしておりましたが、新聞購読者数の減少といったことが今進んでおまして、全世帯の約50%の配布率というふうになってきておりますので、令和5年度から情報発信強化といったところからポスティングによる全戸配布ということを実施することとしております。このことにより、より多くの管内住民への周知が可能というふうになりますので、引き続き広報紙、ホームページ、またSNS、こういったものを活用し、ごみの分別、プラスチックの削減といったところを自分のこととして考えて行動に移していただけるような啓発方法を研究し、より効果的な情報発信を行っていきたいと考えております。

また、京都文教大学と連携しまして、小学校の施設見学プログラムの充実化、こういったものにも取り組む予定にしております。小学校4年生をターゲットに、子供から親へ、啓発にも結びつけられるような取組も進めてまいりたいと考えております。

プラスチック新法の施行により、プラスチックの一括回収が今後求められていますので、まずはプラスチックの分別促進、こちらをターゲットに、構成市町と連携して取組を進めていきたいというふうに考えております。

○小松原一哉委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。

構成市町と連携、協働する中でプラスチック製容器包装を含む容器包装廃棄物を5品目に広げ、資源化に力を入れておられると聞いております。

先ほども述べましたが、「地球元気プランⅣ」を推進するためにも行政と地域住民が協力して温室効果ガス削減を目指す必要があると思っています。インターネットや広報紙などの情報発信に加えて、やはり循環型社会形成を構築するためにも3Rのリデュース、ごみの分別をはじめごみを出さないこと、減らす努力をすることなど、住民への意識改革に取り組むことがこれから重要なポイントになってくると考えています。

3市3町のホームページを見ていても、プラスチック製容器の分別の仕方にも多少の差が見られ、汚れの落ちないものは燃えるごみへ回すように示してあります。例えば、マヨネーズやケチャップの容器も2つに切って洗い物の水で軽くゆすぐだけでも資源の方に回せると思います。このようなウェブ上のQ&Aも有効だと思います。家庭に1枚貼ってあるごみの出し方の用紙にQRコードで衛生管理組合の方々が手作業で仕分けされている動画とか分別されている動画とか、ガスマンやリチウム電池の発火の動画にリンクするような工夫を凝らせば、それだけでも住民の意識は大きく変わってくると思います。私も実際そうでした。

日頃から広報紙を読み込むとか、衛生管理組合のウェブページを閲覧しに行くような人はごみ問題とか環境問題にもとても関心を持っている方であり、もう少しハードルを下げて、スマホで簡単にアクセスできるような環境が望ましいと思

っています。

環境に関心のない方にも意識改革をしていただく方策が大切だと思います。その点については、いかがでしょうか。

○小松原一哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 温室効果ガスの削減を達成するためには、管内住民の方、事業者の方の協力が不可欠であると考えております。

ただ今、委員からいただきました具体的なご提案につきましては、廃棄物担当課長会議で情報を共有するとともに、適正な分別の必要性が身近なものとして感じただけのよう努めてまいりたいというように考えております。

また、さらなる適正な分別、ごみの減量、再資源化に向けて、構成市町とともに住民の方、事業者の方、行政が一体となり進めることで、温室効果ガスの削減を推進していきたいと考えております。

○小松原一哉委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。

この質疑のまとめといたしまして、温室効果ガスの増加による地球温暖化やそれに伴う気候変動を抑え、持続可能な未来のためには気候変動対策が待ったなしの状態だと思っています。そのためには、住民、事業者両者の一体感がとても大切になってきます。

これからも地域とともに歩む施策の推進に期待をいたしまして、この質疑を終了します。ありがとうございました。

以上でございます。

○小松原一哉委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

山口委員。

○山口克浩委員 そしたら質問させていただきます。

当初予算案の概要の24ページ、広報広聴事業計画の概要というところなんですけれども、1番、2番、広報紙エコネット城南とかデジタル媒体による情報発信、これから住民の環境意識の向上を図るためには非常に重要なことだと。広報広聴活動ですね。重要なことだと思っておりますけれども、令和5年度からポスティングによる全戸配布を行うと。新聞折り込みではなくて全戸ポスティングを行うということでしたけれども、枚数といいますか、ポスティングの戸数ですね。これは管内幾らぐらいの数になっていますでしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 管内ポスティングをさせていただきますと、約16万世帯への配布という形が1回当たりになります。

○小松原一哉委員長 山口委員。

○山口克浩委員 ありがとうございます。16万世帯ということで、新聞折り込みよりお金がかかるんじゃないかなと思っているんですけども、全戸ポストイングをやるより、例えば3市3町の広報紙と一緒に混ぜて、住民にとっても気づきやすいと思うんですが、広報紙と一緒に配布する。市政だよりといいますか、そういったものと一緒に混ぜて。そしたら、住民も気づきやすいと思うんですが。そういった、まとめた方がよいのではないかなと思うんですが、その点に関してどのように考えておられますでしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 今回のポストイングに関しましても、基本的には各市町さんの広報紙の方と、同封というのはちょっと困難なんですけど、同じときに同じように配っていただくというような形で、できるだけ費用の方も抑えるような形で今検討はさせていただいているという状況です。

市町によっては、全てがポストイングされているわけではございませんので、そういったところで全てを市町の方と一緒にするというのはちょっと難しいところがございますので、できるだけ安く、できるだけ全世界帯にといったところで今回の方向で進めさせていただいています。

○小松原一哉委員長 山口委員。

○山口克浩委員 ありがとうございます。

そうですね。できるだけ管内の住民に、非常に当組合の情報というのは重要なものだと思いますので、検討の方をお願いしたいと思います。

あと、この広報紙、エコネット城南なんですけど、私もホームページで見させていただきましたけれども、よく広報紙には点字版とか、あと音声によって音声ダウンロードとか読み上げ音声のようなものがある。要は、視覚障害者のための点字版とか音声版というものがあるんですけども、そういったものの導入に関してはどのように考えておられますでしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 視覚障害者の方への対応として、点字版の発行というのは現在行ってはおりませんが、発行の翌日にはFMうじの方で「声のエコネット城南」というような形で広報紙の掲載内容の紹介、各種案内、こういったところを放送させていただいて、情報提供の方はさせていただいております。

併せて、そちらの方の放送の収録の音声データ、こちらの方を編集しまして、組合のホームページ上にも掲載させていただいているというところにしておりますので、こちらの方を聞いていただくことで広報紙の方の内容を知っていただくこと

というような形は可能かなと思っております。

○小松原一哉委員長 山口委員。

○山口克浩委員 ありがとうございます。ぜひその検討の方をお願いしたいと思います。

次に、デジタル媒体のところなんですけれども、質問変わりますが、今年の1月からInstagramを導入されているんですね。情報発信の1つの媒体としてですね。Instagramの前から、フェイスブックも情報発信されているんですが、ほかのSNSではなくてInstagramを導入された経緯、フェイスブックとの違いというのを出さないと駄目だと思うんですが、こういったInstagramを導入した思いと、市民の反応も含めて、お聞かせいただけたらと思います。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 これまでもSNS、簡便に、簡単にコミュニケーションを図っていただけるといふところから、組合でもフェイスブックの方を運用させていただいているところなんです。

近年SNSもいろんなものが増えてきておりまして、その中でもフェイスブックというものが一般的に若年層における利用率が少し低いのではないかなというふうにも言われております。そんな中で、京都文教大学の事業連携とかの中でも、学生の方からより若年層への利用が多いInstagramの活用なんかはどうかという意見もいただいておりましたので、そういう若い世代の方々に対する環境啓発というものも今後強化していく必要があるというふうには考えておりましたし、幅広い世代に情報をいかに届けるかといったところがこれまで考えておりましたので、そういったところも含めまして、フェイスブックの方をやりながらもInstagramの方を今回選択させていただいて、新たに開設をさせていただいたといったところです。

見ていただける方も多いのかなというふうに思いますので、何とか若い世代に見ていただいて、情報を拡散していただいて、城南衛生管理組合のことをまずは知っていただく。そういった意図を持ってさせていただいているところです。

なかなか反応というのは、まだ1月からさせていただいておりますので、まだまだフォロワーの方もちょっと少ない状況ではございますので、何とか委員の皆様にもフォローしていただいて、広げていただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小松原一哉委員長 山口委員。

○山口克浩委員 ありがとうございます。ぜひインスタ映えするような投稿をお願いしたいなと思っております。

最後の質問になりますけれども、4番のこの京都文教大学、先ほどもご答弁がございましたこの京都文教大学との連携。小学生にも子供版という形で広報活動も

されていますけれども、この若年層への対応ですね。環境意識、非常に今高まっております。この若年層の対応に当たるこの京都文教大学のインターン活動、これまで大学生からの提案というのは何か受けていましたでしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 この間、事業連携をさせていただいておまして、特に令和3年度なんかは新庁舎の建設に絡めて工房の内容等も含めて政策提案をいただくというようなこともさせていただいております。その中で出た意見なんかを参考に、現在新事務所棟建設、工房の移転に向けての内容等の検討とか、そういうものに生かすような形でさせていただいているといったところです。

また、ほかにも、先ほどありましたように、広報の、どういう形で周知をしていくのがいいのかとか、自分自身が衛管の広報であったらどういう活動をしていくのかとか、そういったようなところを意見交換するような形で意見をいただいたりというようなことは、この間させていただいているというような状況です。

○小松原一哉委員長 山口委員。

○山口克浩委員 ありがとうございます。

地球環境への負荷の低減を考える上でも、インターン活動というのは本当に重要だと思っております。地球温暖化対策とか脱炭素社会とかそういった、カーボンニュートラルとかいろいろ考える上で、若い世代とともに協働していくということは大切だと思いますので、引き続きこのインターン活動の内容の充実、お願いしたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○小松原一哉委員長 ほかに質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

概要の4ページの人件費の関係なんですけど、職員給与の関係では令和4年度と比べると手当のところは減って、給料のところはちょっと若干上がっているところなんですけども、全体にどういう傾向なんか、もう一度ご説明願えますか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 人件費全体では3,700万程度減少という形にはなっていますが、こちらの主な要因は、真ん中あたりにある退職手当、昨年度に比べると人数が減っておりますので、そちらの方が減っているということが主な要因になっております。ですので、退職手当を除きますと、2,700万程度増えているという状況になっておりますので、こちらの方は令和5年1月1日現在での人件

費比較でいきますと、というところで、少し人数が増えておりますので、その分増えているというところです。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 この間、職員募集をしてもなかなか、来てもらえないということがあったんですけども、大事なところなんですけれども、この辺の傾向はいかがなんでしょうか。変わっていないという状況でしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 この間、採用試験、特に技術職の方をこの間採用に向けて取り組ませていただいております。

この間、議会の中でもいろいろとご意見をいただく中で、なかなか募集が少ないというところは言わせていただいておりますが、そちらの方については今年度も採用試験をさせていただいておりますけど、やっぱり応募者数はなかなか少ないというのが実際のところです。

ですので、応募年齢を40歳まで拡大するなり、やっぱり必要な人材を採っていくのに知識経験を有する職員をというようなところで、何とか優秀な人材確保といったところで決めさせていただいております。

今年度については、少し受験資格を広げる、拡大するなり、あとはテストセンター方式という全国の300か所程度で受けられるという、受けやすい試験内容になっています。そういうのを活用するとか工夫する中で、何とか取組をさせていただいて、今年度一応今のところ1名技術職採用といった形で予定はしております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 コロナの感染はどこでも起こっているんですけども、感染状況の連絡が来たりして、みんな気をつけながらやっても感染するんですけども、そういうところで業務に支障は、ありませんか。

人数がぎりぎりではあると思うんでね、仕事の回し方というのは、いかがなんでしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 この間、コロナの感染者数が、今は大分落ち着いてはいますが、年が明けてから毎日のように1名なり2名といったところで発生しております。お知らせはさせていただいております。実際のところ、何とか各所、特に工場関係はやはり毎日運転しておりますので、多く欠けるとなるとやっぱり支障が出るところではございますけども、何とかそれぞれの職員が感染対策を実施していただいて、職場内での拡大というのはございませんでしたので、そうした意味では何とかそれぞれ職員同士のフォローし合う中で、問題なく、大きく業務に

は影響がないというような状況で運転はできていたのかなというふうには考えております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ありがとうございました。どこでも大変やと思うんですけどね。

それと、先ほどから環境問題のことがいろいろ出ているんですけども、もう地球温暖化対策、真剣に取り組んでいただいているんですが、今、一消費者として考えたら、分別とかそういうのが限界に来ている感じがするんですよね。買ったところでもう全部個別包装になっていたり、プラスチック製品が、必ず入ってくるわけですから、それは政府の仕事かなと思うんですよね。そういうことを考えたら、私たちにできること何だろうかということと考えたら、先進国で取り組んでいるような瓶とかペットボトルを再利用することもですけども、ペットボトルなんかはマイボトルでの取組みとか、観光地のように、人が集まるようなところにはウォーターサーバーをつくって、自分が持ってきたボトルで、飲用するとか、先進国では当たり前のことなんですけど、そういうような取組みも学校と連携しながら環境問題に取り組んではあるということなんですけども、行政の方にも声をかけて、減量対策に向かってもう一歩踏み出していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小松原一哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 先ほど少し触れさせていただきましたが、やはり地球温暖化において、CO₂の削減というのは重要な大きな課題やというように認識しております。

そういった中で、ごみ減量なり適正な分別、または再資源化について、まさに住民の方と事業者の方、そして行政の方で一体となって取り組んでいかなければならないなというように考えていますので、この点につきましては、今後市町と連携しながら具体的に進めていきたいというように考えております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 今、瓶やいろんなもの、生活で使うものをリサイクル品で使って、なるべくごみを出さないような、そういうお店もできたりとか、京都市内なんか、私が知っているだけでは2か所ですけども、もっとあるのかなと思うんですけど、消費者の意識を変えろというか、みんな本当はごみを出したくないんですよね、ごみがいっぱいついてくるから、特に、プラスチックごみなんか何にでも入っているから出さざるを得ない状況にあるので、それをいかに減らしていくかという、次の戦略に向かって、一緒にやっていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○小松原一哉委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小松原一哉委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

[衛生費]

○小松原一哉委員長 続きまして、次に、衛生費について説明を求めます。
山本事業部長。

○山本晃治事業部長 続きまして、衛生費全般についてご説明申し上げます。

衛生費は、組合の根幹業務であります、し尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、予算書の18ページ上段の清掃総務費をご覧ください。

ここでは、し尿・ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費及び組合各施設の場内整備管理業務等委託料などを計上いたしております。清掃総務費の合計額は4億9,762万2,000円となり、対前年度比較では1,338万6,000円の増額となっております。この要因は、この費目に計上している一般職員給及び会計年度任用職員給が人員の増等により1,312万7,000円増額となったことなどによるものでございます。

次に、予算書の18ページ下段から19ページ上段のし尿委託費をご覧ください。

事業協同組合への一括委託を実施いたしておりますし尿の定期収集、臨時収集などに要するし尿収集運搬委託料など、総額1億5,630万1,000円を計上いたしており、対前年度比較で1億7,699万4,000円の減額となっております。これは、し尿の収集運搬委託台数の減少に伴い、し尿収集運搬業務等委託料を減額したほか、転廃業助成金の交付が終了したことにより、転廃業助成に係る経費が皆減となったことなどによるものです。

次に、予算書の19ページ下段の徴収費をご覧ください。

し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計546万8,000円を計上いたしており、対前年度比較で230万9,000円の減額となっております。これは、し尿処理手数料に係るシステム改修費用が減額したことなどによるものです。

次に、予算書20ページ上段のし尿処理費をご覧ください。

し尿処理費の総額は1億3,312万5,000円となり、対前年度比較では959万5,000円の減額となっております。これはクリーンピア沢の老朽設備改修整備工事などの減などによるものでございます。

ここで概要書の22ページ、上の表をご覧ください。

ここでは、過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と令和4年度、5年度の推計量をお示しいたしております。令和5年度の処理計画では、2万6,967キ

ロリットルのし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。なお、全体搬入量は平成29年度実績3万9395.87キロリットルの68%に減少する見込みでございます。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。

予算書にお戻りいただきまして、20ページ下段から21ページのごみ焼却費をご覧ください。

ごみ焼却費の総額は17億1,582万4,000円となり、物価高騰によるごみ処理に必要な薬剤等消耗品費の増加のほか、クリーンパーク折居の維持補修費等の変動に伴う運営業務委託料の増加やクリーン21長谷山の工事費の増加等により、対前年度比較では2億1,545万1,000円の増額となっております。

ごみ焼却費の内訳につきましては、概要書の3ページをご覧ください。

表2、上の表の中ほど、ごみ焼却費の欄に記載いたしておりますとおり、クリーン21長谷山に要する経費として12億2,427万4,000円、クリーンパーク折居に要する経費として4億9,155万円を計上いたしております。

続きまして、概要書28ページをご覧ください。

令和4年度から5年度にかけて実施いたします新名神高速道路建設に伴う専用排水管移設工事に係る経費のうち、令和5年度実施分の5,269万円につきましても、ごみ焼却費のクリーン21長谷山に要する経費として計上いたしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、21ページ下段から22ページ上段のごみ中継費をご覧ください。

新たなごみ中継施設の維持管理を含む運営委託料に加え、ごみ中継車両の維持管理経費など総額9,711万1,000円を計上いたしております。令和5年度は、ごみ中継施設更新工事の完了により事業費が大きく減少し、前年度比較で19億2,589万円の減額となっております。

次に、予算書22ページ中段から23ページ上段のリサイクル費をご覧ください。

缶、瓶、ペットボトルなど容器包装廃棄物等の資源化事業及びリサイクル工房の運営に要する経費、プラスチック製容器包装の資源化処理に要する経費を計上いたしております。リサイクル費の総額は3億4,827万3,000円となっており、定期点検整備工事費の減などにより、対前年度比較で3,371万6,000円の減額となっております。

概要書の29ページをご覧ください。

エコポート長谷山の工房運営計画の概要を記載しております。ガラス工房・衣服工房をはじめとする各種工房・教室の取組は大変好評をいただいております。令和5年度におきましても、エコポート長谷山において各種工房・教室を開催するほか、構成市町のイベントや、小学校・自治会などの各種団体への出前講座にも積極的に取り組むこととしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、23ページ中段から24ページ上段のごみ破碎費をご覧ください。

不燃物の破碎・選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料など、総額3億387万1,000円を計上いたしており、工場用設備交換部

品の購入費や光熱水費、修繕料の増等により、対前年度比較では2,749万6,000円の増額となっております。

次に、予算書24ページ中段のごみ埋立費をご覧願います。

ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金などをございまして、合計で1億384万2,000円を計上いたしており、対前年度比較では1,300万6,000円の減額となっております。これは、グリーンヒル三郷山において老朽設備改修整備工事費が皆減となったことなどによるものでございます。

概要書の最後のページ、30ページをご覧願います。

ここには、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績と埋立計画の概要を記載いたしております。令和4年度には、浸出水処理対策としてカバーシート敷設工事の実施を徹底するとともに、埋立処分地の現地測量を行い、正確な埋立量及び残余容量の算定を行ったところでございます。これに続きまして、令和5年度には過剰浸出水対策や今後の埋立処分地の延命化対策の検討等として過剰浸出水処理対策工事実施設計業務に709万5,000円、最終処分場の在り方検討業務に660万円を計上しております。

また、奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務につきましては、概要書の27ページ、奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務（その2）をご覧願います。

奥山埋立処分地の排水処理施設の老朽化が進む中、令和4年度に実施いたしました奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務におきましては、最終処分場の廃止基準のうち浸出水の水質及び埋立ガスの発生2項目が課題となっているところでございます。令和5年度におきましても、引き続き廃止に向けた検討業務を実施し、浸出水の水質対策や排水基準値について関係機関との協議を進めることとし、これに係る生活環境影響調査を含む検討業務委託料として1,070万3,000円を計上いたしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、25ページ上段の新事務所棟建設事業費をご覧願います。

新事務所棟建設に要する工事費や監理業務委託料、その他事業に必要な事務経費など、総額9億3,345万円を計上いたしております。令和5年度は、建設工事の本格化により、対前年度比較で8億7,199万3,000円の増額となっております。

概要書の25ページをご覧願います。

ここでは、新事務所棟建設事業の概要を記載しております。新しい庁舎は、隣接するクリーンパーク折居と一体の事務所棟として建設する計画でございまして、令和6年度の供用開始を目指しております。

最後に、予算書にお戻りいただきまして、25ページ下段のクリーン21長谷山長寿命化事業費をご覧願います。

クリーン21長谷山では、令和5年度からクリーン21長谷山長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良工事を実施することとしております。令和5年度につきましては、基幹的設備改良工事費や設計施工管理委託料、事務経費など、総額1億6,057万2,000円を計上いたしております。

概要書の26ページをご覧願います。

事業概要でございますが、工事期間は令和5年度から令和9年度の5か年、事業費総額は62億1,099万8,000円で、本事業によりクリーン21長谷山の最大限の長寿命化を図ることとしております。

衛生費関係の説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○小松原一哉委員長 これより衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 概要書30ページ、グリーンヒル三郷山埋立処分実績及び計画について、2点お尋ねいたします。

まず1点目ですが、グリーンヒル三郷山につきましては、令和4年度の現地測量結果により推計埋立量は8万6,988㎡となり、埋立可能容量20万㎡に対する進捗率は43.49%となっています。次期整備につきましては、多少の猶予があるとは思いますが、その整備の方針に向けて、最終処分場の埋立容量を確保するための延命化や廃棄物の性状を改善する適正化、埋立廃棄物を資源化するための再生についても検討する必要があると思っています。現時点でのかさ上げによる延命化、民間への処理委託、次期埋立処分場の建設の方向性についてのメリットとデメリットについて、お聞かせ願えますか。

○小松原一哉委員長 馬淵グリーンヒル三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 グリーンヒル三郷山の埋立てについて、ご説明させていただきます。

より精度の高い埋立容量を把握するため、令和4年度に埋立処分地の測量業務を実施したところ、当初見立てていた埋立容量よりも少なくなるという結果になりましたが、大規模な地震や水害等が発生すれば搬入される廃棄物の量は大幅に増える可能性があることや、最終処分場の建設には10年近い年月を必要とすることから、令和5年度については今後の最終処分場の在り方について検討を進めたいと考えております。

概要書に記載しています各方法における現時点で考えられるメリット・デメリットとしましては、かさ上げによる延命化については新たな用地を確保することなく埋立容量を確保することが可能となりますが、安全性や費用対効果等十分な検証を必要とします。民間委託については、一般的に経費が高くなりますが、運搬距離が長距離になると運搬効率が悪くなり、CO₂の排出量が増えることとなります。

次期埋立処分場の新設については、最終処分場を保有することにより災害時における災害廃棄物対策として有効となる一方、新たな用地確保が必要であり、最終処分場の廃止まで長期間の管理が必要となることなどが挙げられますが、これら3つの方法についてコンサル委託の中で詳細な比較検討を行い、今後の整備方針の検討を進めたいと考えております。

以上です。

○小松原一哉委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。

2点目ですが、最終処分場の整備につきましては、さきに提示された奥山埋立処分地についても安定化が難しく、浸出水や嫌気状態からのガスなどの課題が残されています。最終処分場の新規建設においても、近隣住民の反対とか社会的背景から新規の建設もハードルは高いと思っています。

次期整備方針につきましては、衛生管理組合の議会研修視察にもありましたように、CO₂の回収や利用、資源循環、SDGsについてなど最新の技術も検討しながら現施設の適性化、資源化の方向も視野に入れて検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小松原一哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 現在、埋立処分につきましては、焼却灰等については大阪湾フェニックスセンターで、破碎処理物を含む不燃ごみにつきましては宇治市廃棄物公社とグリーンヒル三郷山で埋立処分をさせていただいております。特に、宇治廃棄物処理公社においてはここ数年産業廃棄物が急増しているというようにお聞きしております。今後、宇治廃棄物処理公社の埋立計画によっては三郷山の埋立量が増える可能性があること、また、先ほどにも述べさせていただいたように、大規模な地震や水害による災害廃棄物の発生に備える必要があることから、自らの埋立処分地を保有することは有効であると言えます。

なお、施設の整備や運営に当たっては、CO₂の回収や利用、資源循環、SDGsに関わる最新の技術等に注視して業務を行ってまいりたいというように考えております。

○小松原一哉委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。

この質疑のまとめといたしまして、最終処分場の在り方につきましては、今後想定される南海トラフ地震も含め廃棄物処理については十分検討する必要があることが分かりました。安全性や経費の問題、最終処分場の設置から廃止までの長期にわたる管理面など、課題は多岐にわたると思います。3Rの推進など、私たちが取り組むべきこともたくさんありますが、事業者は将来を見据えた適切な施設設備の実現に向けてよりよい方向性を追求していただくことを期待いたしまして、この質疑を終了します。ありがとうございました。

以上でございます。

○小松原一哉委員長 それでは、ほかに質疑はございますか。
坂本委員。

○坂本優子委員 宇佐美委員と同じところなんですけど、最終処分地の関係でいけば、浸出水の水質の問題とか発生するガスの問題とか、なかなかいろいろ課題が大きいなと思っているんですけど、ほっとくわけにはいかない。私も議員になって20年ですが、三郷山の方を最初に衛管の方から視察に行かせていただいて、こういうところでやってはるんだなと思って感心したんですけども、あのときからでももうかなり埋立てがされていて、もう20年たっているわけなんですけど、あの時代からしても。その間どんどん埋立が増え続けてきたという。それが目的でつくられているわけですから当たり前なんですけども、相当基準も昔と比べて厳しくもなっているから、余計に処分の在り方なんか厳しいというのは想像できるんですけどね。さっきメリット・デメリットもおっしゃっていただけども、やっぱり次の場所を考えないと間に合わないじゃないかなというのはすごく痛感をします。

地域住民の理解もハードルが高いから、その辺では住民の理解が要ることもやっていく必要があります、1年かけて検討業務をやっていただくということなんですけど、令和5年度はそういう検討業務に着手して、それから再来年度ぐらいからその計画に基づいて実施をしていく流れになると、二、三年はかかるので、間に合うような形で、進めていただきたいと思います。

要望ですけど、苦勞されると思うんですが、よろしくをお願いします。

それと、もう1つは、概要書の28ページのところなんですけど、新名神高速道路建設に伴う専用排水管移設工事ということで、こういうことが起こっていますということは報告をいただいたんですけども、工事費とか補償費というのがいよいよ出てきたというわけなんですけれども、これは2か所にかかってくると。2つの区間のところでの工事が必要になってくるということで、併せて、令和5年度には移設をしていくということになるわけですか。

それと、その移設工事費の総額が5,269万円ということになっていて、補償費がこうだということになっているんですけども、補償費は何を基準にしてこういうふうに出ているんでしょうか。

○小松原一哉委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 新名神高速道路建設に伴う排水管の移設についてなんですけども、28ページの第1工区と第2工区とございますけども、令和4年度には第2工区の方を移設いたしまして、こちらの方は既に終わっております。

来年度につきましては、第1工区の方を着手するという予定になっております。こちらの方は新名神高速道路と城陽市の東部丘陵線、こちらの方の建設に伴う移設ですので、補償費につきましては、NEXCO西日本の方と城陽市の方から頂くという形になっております。

補償額なんですけども、公共補償基準というものがあまして、その基準に従いまして算定して補償額が支払われるということになっております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

以前も報告されていたんですけども、第2工区の方は終わっているということでもあります。分かりました。

それと、ごみ収集の関係なんですけども、全体にごみ業務の方が出ているんですが、今かなり人口も減ってきていて、ごみの搬出量が、減っていているかと思うんですけども、光熱費なんかも上がっていて、費用はむしろ上がるという、関係になっているのでしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 ごみの処理量が減る中で事業費がというところでよろしいかなど。

この間、特にこの令和5年度の予算でいきますと、一定物価高騰の影響というのも結構大きくありまして、特に焼却工場なんかで使う薬品代でありますとか、あとは処理工場での電気代、そのあたりがやっぱり非常に値上がりしている状況ですので、一概にごみ処理量が減ったからといって経費が下がるというような状況ではないというのが実際のところですね。

ただ、一方で、それぞれの工場の経費には当然処理量に応じて減るものもあれば処理量とは関係なく人件費であるとか修繕料であるとか工事費、こういったものは処理量に関係なく発生するものではありませんので、一概に処理量が減ったから全て経費が減るといようなものではないのかなというように考えておりますので、このようにご理解いただきたいと思います。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 こういう傾向は続いていくと。1回上がったものは、なかなか下がらないんですね、燃料費とか薬剤費というような費用については。ということは、こういう傾向が続いていくというふうに予測されておられますか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 単純に物価高騰の状況についてはなかなか分かりかねる部分がございますので、ストレートに物価が上がれば上がっているものについては、落ち着いてくればまた下がってくるとかという状況はあるのかなと思っておりますので、このあたりは見ていく必要があるかなと思ってます。

ただ、一方で、焼却工場になりますと、売電、発電の方、収入しております。これの収入単価の方は逆にこの物価高騰で単価も上がっておりますので、一方で収入が上がっているという状況もございますので、分担金の負担という観点から言えば、歳出が増えている一方で収入も増えているといったところもございますので、そういったところはできるだけ効率的な運転をする中で歳入の方ではできるだけ確保していくというようなどころも進めていけたらと思っております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

経営というか、それが困難やなというのは痛感をしています。ありがとうございました。

○小松原一哉委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小松原一哉委員長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で衛生費についての質疑を終結いたします。

[歳入全款]

○小松原一哉委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 それでは、続きまして歳入全款についてご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございます。

予算書8ページ及び9ページをご覧ください。

分担金及び負担金は、3市3町からの市町分担金として、9ページの表の下段の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金6億8,130万9,000円、ごみ分担金30億9,499万円、合計37億7,629万9,000円を計上いたしております。

次に、概要書の15ページをご覧ください。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載いたしております。棒グラフでお示しをいたしておりますのが事業費、折れ線グラフでお示しをいたしておりますのが分担金の推移でございます。

グラフのとおり、これまでも建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加に伴い歳出総額が増加する中でも、市町分担金につきましては負担の平準化に最大限努めてまいりました。

令和5年度につきましても、ごみ中継施設更新工事費の皆減などの一方で、新事務所棟建設に係る工事費の増加やクリーン21長谷山長寿命化工事の開始などにより、グラフのとおり歳出ベースでの事業費は50億円台となりましたが、その一方で、国庫補助金や廃棄物発電収入、資源化物売払収入、起債など、分担金以外の財源の的確な確保に努めており、この結果、市町分担金につきましては、前年度比較1億8,484万4,000円の増加にとどめ、市町への影響を最小限に抑えております。

なお、折れ線グラフのとおり、市町分担金につきましては、平成22年度以降は40億円台を超えることなく推移しております。これは、これまで取り組んでまい

りました行財政改革と大規模事業の計画的整備によるものと考えております。

構成市町別の分担金の状況につきましては、概要書の11ページに詳細を記載いたしておりますので、ご覧をお願いします。

次に、予算書にお戻りいただきまして、10ページ上段及び中段の使用料及び手数料をご覧願います。

使用料では、行政財産使用料として鉄塔敷や職員駐車場等の用地使用料124万7,000円を、手数料では、衛生手数料として4億3,983万8,000円を計上いたしております。

概要書の12ページをご覧願います。

し尿処理手数料では、下水道の普及により、し尿収集対象世帯は前年度比較6.3%減となる2,456世帯と見込んでおり、引き続き減少いたしております。また、浄化槽汚泥手数料につきましても、前年度量比較で2,138キロリットル、10.8%の減少を見込んでおります。ごみ処理手数料につきましては、不燃ごみ及び剪定枝の搬入量の減少に伴い、対前年度比較で213万2,000円、0.6%の減額の見込みとなっております。

概要書12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では4億4,108万5,000円で、対前年度比較509万5,000円の減額となっております。

次に、国庫支出金でございます。

概要書12ページの下段をご覧願います。

クリーン21長谷山長寿命化事業に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として7,823万8,000円を計上いたしております。

なお、交付金の交付率は、交付対象事業費の2分の1となっております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、11ページ上段及び中段の財産収入をご覧願います。

財産運用収入では、財政調整基金の運用収入8万6,000円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では、資源化物の売払収入等、合計1億6,001万9,000円を計上いたしております。

資源化物等の売払収入の明細につきましては、概要書13ページの下の方をご覧願います。

資源化物のペットボトル、破碎選別有価物の鉄及びアルミの売却単価の上昇等により、前年度比較で、右下に記載しておりますとおり2,803万6,000円の増額となっております。

次に、諸収入でございますが、概要書14ページをご覧願います。

組合預金利子として、歳計現金等の運用利子6万2,000円を計上し、雑入としてクリーン21長谷山及びグリーンパーク折居の廃棄物発電収入など、3億5,413万8,000円を計上いたしております。新名神高速道路建設に伴う物件移転補償金の増なども含め、諸収入の総額で前年度比較8,093万4,000円増額の3億5,420万円を計上いたしております。

最後に、組合債でございますが、概要書の14ページ下段をご覧願います。

令和5年度は、新事務所棟建設事業に充当する財源として6億270万円、クリ

ーン21長谷山長寿命化事業に充当する財源として7,330万円、クリーン21長谷山改修整備事業に充当する財源として4,600万円、総額7億2,650万円の借入れを計上いたしております。

歳入全款の説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

なお、予算書の38ページ、39ページに債務負担行為に関する調書、40ページに組合債の現在高見込額に関する調書、41ページには令和5年度市町分担金負担率表を添付いたしておりますので、ご覧おき願います。

説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○小松原一哉委員長 これより、歳入全款の審査に入ります。

質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 私、聞きそびれたかもしれないんですけども、概要書の12ページの国庫支出金の減というのは、どういう理由でしたでしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 国庫支出金の2億5,900万の減。

令和4年度は、ごみ中継施設の更新で補助金が出ておりましたので、それが減となっております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 はい、分かりました。

その隣の13ページの資源化ごみの関係なんですけども、大体前年比で減になっているんですけども、これはどういう影響があるんでしょうか。

○小松原一哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 2,800万の増というところですが、その実情でその下の方の13ページに表がございますが、一番大きいのは資源化物のところのペットボトルの単価が1万円ほど上がっておりますので、このあたりの単価増というのが一番大きいところになっております。

また、下の破碎選別有価物の方でも、鉄、アルミの今市場が上がっておりますので、そういったところの単価増、そういったところが増加の要因となっております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 この資源化物のところもかなり個別によっては影響が出ていると

ということなんです。鉄やアルミについては単価が下がっているんだけど、ペットボトルとかキャップとかそういうものについては上がっている。上がっているというか、増になっているという、関係になって、トータルでは増えている。そういうことになっているということなんですか。

○小松原一哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 資源化物の鉄、アルミについては若干の単価減ということになっておりまして、その他が単価増になっていますので、総額としては増加を見込んでおります。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。結構です。

○小松原一哉委員長 山本事業部長。

○山本晃治事業部長 すみません。先ほど新事務所棟建設事業に充当する財源として金額を申し上げましたが、誤っておりまして、正確には6億720万円でございます。訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小松原一哉委員長 部長、今の訂正ですけど、概要の14ページでよろしいですか。
山本事業部長。

○山本晃治事業部長 はい、概要の14ページの下段の報告でございます。

○小松原一哉委員長 組合債ですか。

○山本晃治事業部長 新事務所棟建設事業に充当する財源として6億720万円が正確な数字でございました。失礼いたしました。

○小松原一哉委員長 分かりました。
それでは、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小松原一哉委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で歳入全款についての審査を終結いたします。
以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

[総括]

○小松原一哉委員長 それでは、これより総括質問を行います。

質問はございますか。

坂本委員。

○坂本優子委員 全体の考え方をお聞きしたいと思うんですけども、非常に、物価の高騰もですけども、世界的に気候変動の問題が起こっている一方でウクライナの問題もあつたりとか、いろんなことがもう混沌とした感じで起こっている中で、今度の新事務所の建設なんかもなかなか再入札でちょっと厳しい状況にあるんですけどね。計画は立てるけども、外的な要因でそれがなかなか進まないというようなことも起こっていて、組合の運営のところでも苦労されているかと思うんですけども、建設の終了の年度が迫ってきたら、なかなか困難かなと思うんですけど、そういうことについてはその都度修正をしながらやっていくということ考えていらっしゃるのでしょうか。

○小松原一哉委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 物価の上昇ですとか、あるいは新事務所棟の入札の関係ですとか、いろんな要素が絡み合っています。

先ほどもご説明しましたように、例えば物価の上昇でいいますと、光熱水費、上昇しております。あるいは薬剤費、上昇しております。それが数千万上昇しておりますけれども、一方で、城南衛生管理組合は発電をして売電をしていますので、売電ですとか、先ほどもプラスチックの売払い単価の増などを見ると、ほぼ同じぐらい、とんとんぐらい、増と減が同じぐらいなので、何とかそう大きな影響なくやっていますと思っています。

新事務所棟につきましても、物価高騰の状況だけではなくていろんな要素があって入札は今のところ成立しておりませんが、そういったそれぞれごとの入札の状況を見ながら、場合によっては計画を柔軟に修正しながら、本来城南衛生管理組合としてやらなければならないことがしっかりできるように進めていきたいというふうに考えております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 物価の高騰もですけども、建設材料費がなかなか入ってこないということがあり、ほかの大きな建設関係でも苦慮されている中で、衛管の方でも同じかなと思っています。建設関係の業者さん自体がもう本当に苦慮されているという状況にあるんですけどね。そうすると、工事の期限、計画をつくりながら、起債も起こしながら、いろいろ段取りをしながら、滞りなくやっというところの中で、なかなか困難な課題が出てくるかなというのを非常に心配しているところです。職員の皆さんもそうだと思うんですけども、苦慮されているところ。

また、非常にごみの関係で言えば、プラスチックごみ、マイクロプラスチックの

ごみが本当に地球全体を汚染しているという、生存を脅かすぐらいになっているという中で、本当に思い切った対策を打っていかないと、次世代の子供たちに、人間だけでなく動物でも何でもそうですけれども影響を受けるので、次の世代のためにも減量対策を発信をしていただいて、構成市町の方にも意見をさせていただきたいということが1つと、もう1つは、若い人たちへのそうした環境学習、以前、亀岡の先生に来ていただいて、ごみの問題、亀岡の取組みをいろいろとお聞かせいただいたんですけども、環境学習をどんどんやっていただいで、環境意識を高めていただきたいと強く思っているんですけども、このあたり、どういうふうにお考えでしょうか。

○小松原一哉委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 本日の議論の中でもプラスチックごみの再資源化ですとかという話もありましたけれども、まず取り組まなければならないのはプラスチックごみの一括回収に向けた再資源化、あるいは分別をしっかりといただくことというふうに考えております。

その関係でいいますと、ちょうど令和6年度には本庁移転に合わせて新しい啓発施設が完成する。そこでは環境学習というその拠点にしようかというふう以前も報告させていただきましたけれども考えておまして、管内のいろんな方に参画をいただいて、ごみを減らすにはどうしたらいいのか、リサイクルをしていくにはどうしたらいいのかということも多くの人から意見も言っていただきながらごみ縮減、リサイクルの促進につなげていきたいと思っておりますので、その新しい施設の完成に向けまして、そういった下地を含めて、住民の皆さん、特に若い人にも理解してもらう必要があるかと思っておりますので、そういった取組を並行して進めていきたいというふうに考えております。

○小松原一哉委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ありがとうございます。

一緒に取り組んでいけたらいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○小松原一哉委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小松原一哉委員長 それでは、ほかに質問がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上で全ての審査を終結いたします。

[討 論]

○小松原一哉委員長 これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小松原一哉委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

[採 決]

○小松原一哉委員長 これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小松原一哉委員長 全員起立であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正副委員長にご一任をお願いしたいと思います。

また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任お願いいたします。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、終始熱心なご審査をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。また、理事者各位におきましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対し、ここに改めてお礼を申し上げます。また、併せて、樋口副委員長のご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めて御礼を申し上げます。

本日で予算特別委員会の審査は全て終了したわけですが、改めまして皆様に御礼を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者から発言の申出がございませんので、お受けしたいと思います。

松村管理者。

○松村淳子管理者 予算特別委員会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

小松原委員長、樋口副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、終始ご熱心にご審査をいただきまして、また、ただ今ご可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の審査を通じて委員各位からいただきましたご指導、ご意見をしっかりと念頭に置きまして、適正な予算執行に一層努め、安心安全な工場運営に万全を期してまいります。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましては、一日も止めることなく事業を遂行し、引き続き、構成市町との連携を強め、管内の生活環境の向

上とさらなる循環型社会の構築に向けた組合の役割を果たしてまいります。

委員各位におかれましても、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。また、本日ご臨席を賜りました関谷議長、大西副議長に厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○小松原一哉委員長 以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時38分閉会

議案第1号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年2月10日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(案)

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額</p>

改正後	現行
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200

19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400

48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	

77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500			
95		295,200	343,100	381,900			
96		295,600	343,500	382,300			
97		295,800	343,700	382,600			
98		296,100	344,100	383,100			
99		296,500	344,500	383,500			
100		296,900	344,800	383,900			
101		297,100	345,100	384,200			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				

106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000	350,400				
115		301,300	350,700				
116		301,700	351,000				
117		301,900	351,500				
118		302,100	351,900				
119		302,400	352,200				
120		302,700	352,500				
121		303,100	353,000				
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第17条の4 略	第17条の4 略

改正後	現行
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p>
3～5 略	3～5 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から、同条の規定（給与条例第17条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合（城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）の規定により、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合を含む。）には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

令和4年人事院勧告を受けて国家公務員の給与改定状況等を勘案し、本組合職員の給与の改定を行うため、本案を提案するものであります。

議案第2号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年2月10日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条</p>

改正後	現行
17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。	例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略	3及び4 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第3号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を制定するについて

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年2月10日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例（案）

（城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 25 年城南衛生管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（報告事項）</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第 22 条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第 28 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>

（城南衛生管理組合職員の分限に関する条例の一部改正）

第 2 条 城南衛生管理組合職員の分限に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(降給の種類)</p> <p>第3条の2 降給の種類は、降格（<u>職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。</u>）及び降号（<u>職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。</u>）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（<u>同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。</u>）とする。</p> <p>—</p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手續)</p> <p>第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診</p>	<p>(降任、免職及び<u>休職</u>の手續)</p> <p>第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診</p>

改正後	現行
<p>断を行わせなければならない。</p> <p>2 職員の意に反する降任、<u>免職、休職又は降給</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この条例は、公布の日から施行し、昭和37年7月24日から適用する。</p> <p><u>2</u> <u>城南衛生管理組合職員の給与に関する条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに城南衛生管理組合職員の給与に関する条例附則第18項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>第4条第2項の規定は、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例附則第18項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>断を行わせなければならない。</p> <p>2 職員の意に反する降任、<u>若しくは免職又は休職</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和37年7月24日から適用する。</p>

改正後	現行
<u>る。</u>	

(城南衛生管理組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 城南衛生管理組合職員の定年等に関する条例(昭和59年城南衛生管理組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づき、</u>職員^の定年等^{に関し}必要な事項^を定めるものとする。</p>

改正後	現行
<p>定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において</u></p>	<p>(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

改正後	現行
<p><u>同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずる<u>こと</u>。</p> <p>（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずる<u>こと</u>。</p>	<p>（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると<u>き</u>。</p> <p>（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できない</u>とき。</p>

改正後	現行
<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定によ</u></p>	<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の理由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は</p>

改正後	現行
<p><u>り引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p><u>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</u></p> <p><u>(1) 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例(昭和37年条例第14号)第22条に規定する職</u></p> <p><u>(2) 前号に準ずる職として任命権者が定める職</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規</u></p>	<p>第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の理由が<u>存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p>

改正後	現行
<p>定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</p> <p>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有す</p>	

改正後	現行
<p>ると認められる職に、降任等をする<u>こと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮したうえで、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従ったうえで<u>の状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u></u></p>	

改正後	現行
<p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を</u></p>	

改正後	現行
<p data-bbox="280 309 807 472"><u>容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p data-bbox="260 501 807 864"><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員^の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p data-bbox="260 893 807 1256"><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員^の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p data-bbox="209 1285 807 1966"><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌</u></p>	

改正後	現行
<p>日から定年退職日までの期間内。 第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務</p>	

改正後	現行
<p> <u>上限年齢に達した職員を除く。)</u> <u>の数が当該管理監督職の数に満た</u> <u>ない等の事情があるため、当該職</u> <u>員の他の職への降任等により当該</u> <u>管理監督職に生ずる欠員を容易に</u> <u>補充することができず業務の遂行</u> <u>に重大な障害が生ずると認めると</u> <u>きは、当該職員が占める管理監督</u> <u>職に係る異動期間の末日の翌日か</u> <u>ら起算して1年を超えない期間内</u> <u>で当該異動期間を延長し、引き続</u> <u>き当該管理監督職を占めている職</u> <u>員に当該管理監督職を占めたまま</u> <u>勤務をさせ、又は当該職員を当該</u> <u>管理監督職が属する特定管理監督</u> <u>職群の他の管理監督職に降任し、</u> <u>若しくは転任することができる。</u> </p> <p> <u>4 任命権者は、第1項若しくは第</u> <u>2項の規定により異動期間（これ</u> <u>らの規定により延長された期間を</u> <u>含む。）が延長された管理監督職</u> <u>を占める職員について前項に規定</u> <u>する事由があると認めるとき（第</u> <u>2項の規定により延長された当該</u> <u>異動期間を更に延長することがで</u> <u>きるときを除く。）、又は前項若</u> </p>	

改正後	現行
<p><u>しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p>	

改正後	現行
<p data-bbox="284 309 810 409">第 4 章 定年前再任用短時間勤務制</p> <p data-bbox="244 439 810 539">(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p data-bbox="204 568 810 1966">第 1 2 条 任命権者は、年齢 6 0 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢 6 0 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 6 0 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職</p>	

改正後	現行
<p><u>員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)</u>を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合市町の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u> <u>(雑則)</u></p> <p><u>第14条 この条例の施行について、必要な事項は規則で定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字</u></p>	<p><u>(委任)</u></p> <p><u>第6条 この条例の施行について、必要な事項は規則で定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p>

改正後	現行								
<p>句とする。</p> <table border="1" data-bbox="229 387 794 1176"> <tr> <td data-bbox="229 387 646 584">令和5年4月1日から 令和7年3月31日 まで</td> <td data-bbox="646 387 794 584">61年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 584 646 781">令和7年4月1日から 令和9年3月31日 まで</td> <td data-bbox="646 584 794 781">62年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 781 646 978">令和9年4月1日から 令和11年3月31日 まで</td> <td data-bbox="646 781 794 978">63年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 978 646 1176">令和11年4月1日か ら令和13年3月31 日まで</td> <td data-bbox="646 978 794 1176">64年</td> </tr> </table>	令和5年4月1日から 令和7年3月31日 まで	61年	令和7年4月1日から 令和9年3月31日 まで	62年	令和9年4月1日から 令和11年3月31日 まで	63年	令和11年4月1日か ら令和13年3月31 日まで	64年	
令和5年4月1日から 令和7年3月31日 まで	61年								
令和7年4月1日から 令和9年3月31日 まで	62年								
令和9年4月1日から 令和11年3月31日 まで	63年								
令和11年4月1日か ら令和13年3月31 日まで	64年								
<p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>4 任命権者は、当分の間、職員（ <u>臨時的に任用される職員その他の</u> <u>法律により任期を定めて任用され</u> <u>る職員及び非常勤職員を除く。以</u> <u>下この項において同じ。）が年齢</u> <u>60年に達する日の属する年度の</u> <u>前年度（以下この項において「情</u> <u>報の提供及び勤務の意思の確認を</u> <u>行うべき年度」という。）（情報</u> <u>の提供及び勤務の意思の確認を行</u> <u>うべき年度に職員でなかった者で</u></p>									

改正後	現行
<p>、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

（城南衛生管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 城南衛生管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に

、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）第7条第2項で定める報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</u><u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）第7条第2項で定める報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(勤務時間)	(勤務時間)

改正後	現行
<p>第2条 略</p> <p>2 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>4 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間の割り振りを行うものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超</p>	<p>第2条 略</p> <p>2 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>4 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間の割り振りを行うものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない</p>

改正後	現行
<p>えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第9条 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とする。その日数は一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p>	<p>範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第9条 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とする。その日数は一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年城南衛生管理組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる</p>

改正後	現行
<p>職員とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>(3) 城南衛生管理組合職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。</p>	<p>職員とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。</p>

(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の</p>	<p>(再任用職員)の給料月額)</p>

改正後	現行
<p>給料月額) 第3条の2</p> <p>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、規則で指定する当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第12号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定め</u></p>	<p>第3条の2 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、規則で指定するその者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>2 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第12号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>

改正後	現行
<p>られたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(採用及び昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 55歳に達した日以降の直近の3月31日を超え60歳に達する日以降の直近の3月31日までに<u>ある職員</u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とし、60歳に達する日以降の直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、<u>同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は</p>	<p>(採用及び昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 55歳に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は</p>

改正後	現行
<p>有料の道路（以下<u>この条において</u>「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下<u>この条において</u>「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下<u>この条及び次条において</u>「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外のものであって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p>

改正後	現行
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、その額の範囲内において規則で定める額）とする。</p> <p>(1) 交通機関等を利用する職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出した当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この号及び第3号</u>において「<u>運賃等相当額</u>」という。） 。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号</u>において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、その額の範囲内において規則で定める額）とする。</p> <p>(1) 交通機関等を利用する職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出したその者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。） 。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u></p>

改正後	現行
<p>計額が 55,000 円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第 3 号に掲げる職員交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮し、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その額が 55,000 円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第 13 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間に</p>	<p>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第 3 号に掲げる職員交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮し、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その額が 55,000 円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第 13 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間に</p>

改正後	現行
<p>つき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>つき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
<p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるの</p>	<p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「</p>

改正後	現行
<p>は、「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第6項の規定により、あらかじめ同条第4項及び第5項により割り振られた正規の勤務時間（以下<u>この項</u>において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第2条第3項、第5項及び第6項の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除</p>	<p>100分の100」とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第6項の規定により、あらかじめ同条第4項及び第5項により割り振られた正規の勤務時間（以下<u>この条</u>において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第2条第3項、第5項及び第6項の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除</p>

改正後	現行
<p>く。)の時間が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第5条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間であ</p>	<p>く。)の時間が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項<u>(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第5条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間であ</p>

改正後	現行
<p>る場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略</p> <p>(端数計算)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額は1円に<u>切り上げる</u>。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>る場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略</p> <p>(端数計算)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額は1円に<u>満たしめる</u>。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

改正後	現行
<p>(1) ~ (5) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項から第3項まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額</p>	<p>(1) ~ (5) 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額</p>

改正後	現行
<p>は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 (非常勤の職員の給与)</p> <p>第25条 常勤を要しない職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。次項において同じ。）については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、手当を支給することができる。</p>	<p>は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 (非常勤の職員の給与)</p> <p>第25条 常勤を要しない職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。次項において同じ。）については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、手当を支給することができる。</p>

改正後	現行
<p>る。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第25条の3 <u>第4条第2項から第8項まで</u>、第8条、第9条、第9条の3及び第23条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>18 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日</u>（附則第20項において「<u>特定日</u>」という。）以後、<u>当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第4項及び第5項の規定並びに規則で定める基準により定められた当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額</u>（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切</p>	<p>2 略</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第25条の3 第8条、第9条、第9条の3及び第23条の規定は、<u>再任用職員</u>には、適用しない。</p> <p>附 則</p>

改正後	現行
<p>り上げるものとする。)とする。</p> <p>19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員 その他の法律により任期を定め て任用される職員及び非常勤職員</p> <p>(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</p> <p>20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」と</p>	

改正後	現行
<p>いう。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の</p>	

改正後	現行
<p>給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認めら</p>	

改正後	現行
<p><u>れる職員には、当分の間、当該職員</u> <u>の受ける給料月額のほか、規則</u> <u>で定めるところにより、前3項の</u> <u>規定に準じて算出した額を給料と</u> <u>して支給する。</u></p> <p><u>24 附則第18項から前項までに</u> <u>定めるもののほか、附則第18項</u> <u>の規定による給料月額、附則第2</u> <u>0項の規定による給料その他附則</u> <u>第18項から前項までの規定の施</u> <u>行に関し必要な事項は、規則で定</u> <u>める。</u></p>	

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年城南衛生管理組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>定年前再任用短時間勤務</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>再任用短時間勤務職員</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="280 309 804 472">職員 <u>法第22条の4第1項</u>に掲げる短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p data-bbox="244 501 804 602">(通勤手当及び通勤に係る費用弁償)</p> <p data-bbox="204 631 387 667">第9条 略</p> <p data-bbox="212 696 312 732">2 略</p> <p data-bbox="212 761 804 1379">3 前項の規定に基づき費用弁償を支給するときは、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の例により支給する。ただし、通勤のため自動車その他の交通用具等を使用するものについては、常勤職員の例により計算した額を21日で除して得た額を、通勤1回あたりに支給する。</p> <p data-bbox="244 1283 804 1379">(時間外勤務手当及びこれに相当する報酬)</p> <p data-bbox="204 1413 427 1449">第12条 略</p> <p data-bbox="212 1478 804 1839">2 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときは、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の例により計算した時間外勤務手当の額に相当する報酬を支給する。</p>	<p data-bbox="906 309 1430 472"><u>法第28条の5第1項</u>に掲げる短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p data-bbox="869 501 1430 602">(通勤手当及び通勤に係る費用弁償)</p> <p data-bbox="829 631 1013 667">第9条 略</p> <p data-bbox="837 696 938 732">2 略</p> <p data-bbox="837 761 1430 1379">3 前項の規定に基づき費用弁償を支給するときは、<u>再任用短時間勤務職員</u>の例により支給する。ただし、通勤のため自動車その他の交通用具等を使用するものについては、常勤職員の例により計算した額を21日で除して得た額を、通勤1回あたりに支給する。</p> <p data-bbox="869 1283 1430 1379">(時間外勤務手当及びこれに相当する報酬)</p> <p data-bbox="829 1413 1053 1449">第12条 略</p> <p data-bbox="837 1478 1430 1839">2 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときは、<u>再任用短時間勤務職員</u>の例により計算した時間外勤務手当の額に相当する報酬を支給する。</p>

(城南衛生管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 城南衛生管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年城南衛生管理組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の特殊勤務手当)</p> <p>第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額の特務手当の額は、前条の規定にかかわらず、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第12号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を前条第1号に規定する金額に乗じて得た額とする。</p>	<p>(再任用職員の特務手当)</p> <p>第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で、<u>同法第28条の5第1項及び第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額の特務手当の額は、前条の規定にかかわらず、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第12号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を前条第1号に規定する金額に乗じて得た額とする。</p>

(城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p data-bbox="261 309 560 342">(退職手当の支給)</p> <p data-bbox="204 376 804 797">第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p data-bbox="212 1160 804 1966">2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日(条例又は規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下</p>	<p data-bbox="887 309 1185 342">(退職手当の支給)</p> <p data-bbox="829 376 1430 1122">第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p data-bbox="837 1160 1430 1966">2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日(条例又は規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下</p>

改正後	現行
<p>「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 11年未満の期間勤続して、定年等により退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))をいう。以下同じ。)、通勤による傷病により退職した者、公務外の死亡により退職した者又は法令の規</p>	<p>「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 11年未満の期間勤続して、定年等により退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))をいう。以下同じ。)、通勤による傷病により退職した者、公務外の死亡により退職した者又は法令の規</p>

改正後	現行
<p>定に基づく任期を終えて退職した者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間に応じ、別表普通退職の11年未満勤続の欄に定める支給率をその者の退職日給料月額に乗じて得た額とする。</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の4 第5条及び第5条の2の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第5条、第5条の2及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p>	<p>定に基づく任期を終えて退職した者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間に応じ、別表普通退職の11年未満勤続の欄に定める支給率をその者の退職日給料月額に乗じて得た額とする。</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の4 第5条及び第5条の2の規定に該当する者 <u>(定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者及び公務外の死亡により退職した者を除く。)</u>のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第5条、第5条の2及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p>

改正後	現行
<p>第 6 条の 3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 3 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>第 7 条第 4 項において「休職月等」という。</u>）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下<u>この項及び第 5 項において「調整月額」という。</u>）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月</p>	<p>第 6 条の 3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 3 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>以下「休職月等」という。</u>）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の</p>

改正後	現行
<p>数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該</p>	<p>調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該</p>

改正後	現行
<p>一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関</p>	<p>一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関</p>

改正後	現行
<p>は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再</u></p>	<p>は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に<u>あつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職</u></p>

改正後	現行
<p>任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。) について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この項から第6項までにおいて「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において</p>	<p>員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し</p>

改正後	現行
<p>同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合 <u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する第18条第2項第1号の規定に</p>	<p>、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合 <u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する第18条第2項第1号の規定に</p>

改正後	現行
<p>よる通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、<u>失業者退職手当額</u>を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をさ</p>	<p>よる通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あつては</u>、<u>失業者退職手当額</u>を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をさ</p>

改正後	現行
<p>れた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑</p>	<p>れた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑</p>

改正後	現行
<p>事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、</p>	<p>事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退</p>

改正後	現行
<p>当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、<u>失業者退職手当額を除く。</u>）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あつては</u>、<u>失業者退職手当額を除く。</u>）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6～8 略</p>	<p>6～8 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>5 当分の間、第4条第1項の規定</u> <u>は、11年以上25年未満の期間</u> <u>勤続した者であつて、60歳に達</u> <u>した日以後その者の非違によるこ</u> <u>となく退職したもの（定年の定め</u> <u>のない職を退職した者及び同項の</u> <u>規定に該当する者を除く。）に対</u> <u>する退職手当の基本額について準</u> <u>用する。この場合における第3条</u> <u>の規定の適用については、同条第</u> <u>1項中「又は第5条の2」とある</u></p>	

改正後	現行
<p>のは、「第5条の2又は附則第5項」とする。</p> <p>6 当分の間、第4条第2項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の2」とあるのは、「第5条の2又は附則第6項」とする。</p> <p>7 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例附則第18項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>8 当分の間、第5条の2に掲げる者に対する第5条の4の規定の適用については、同条中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「6月前」とあるのは「零月前」と、「退職の日にお</p>	

改正後	現行
<p data-bbox="240 309 809 539">いて定められているその者に係る定年」とあるのは、「60歳」と、「15年を」とあるのは「10年を」とする。</p> <p data-bbox="209 568 809 1839">9 当分の間、第5条に掲げる者であって年齢60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の4の規定の適用については、第5条の4本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、「60歳」とし、「15年を」とあるのは「10年を」とし、同条の表第5条及び第5条の2の項、第5条の3第1項第1号の項及び第5条の3第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> <p data-bbox="209 1868 809 1973">10 当分の間、第5条に掲げる者であって60歳に達した日以後に</p>	

改正後	現行
<p>退職したときにおける第5条の4の規定の適用については、同条中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>	

(城南衛生管理組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 城南衛生管理組合職員の再任用に関する条例(平成14年城南衛生管理組合条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(城南衛生管理組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第3条の規定による改正前の城南衛生管理組合職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この条において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第3条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項

各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、

当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する

職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うこ

とができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合市町における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合市町における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職

員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達しているもの(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合市町における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定に

よるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合市町における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日

、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに改正後定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第12条 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定す

る短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）の各規定を適用する。

- 2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第7条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第3条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第3条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項、第13条第2項、第25条第1項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項及び第25条の3の規定を適用する。
- 6 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職

員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年城南衛生管理組合条例第1号。以下「新特殊勤務条例」という。）第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務条例の規定を適用する。

8 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

9 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し、必要な事項は、規則で定める。

提案理由

地方公務員法の一部改正に準じ、所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第4号

城南衛生管理組合経費の分賦金負担の割合を定める
についての一部を改正するについて

城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合
告示第1号）第12条第2項の規定に基づき、昭和58
年3月3日議案第2号で議会の議決を得た城南衛生管理
組合経費の分賦金負担の割合を定めるについての一部を
改正するについてを、別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月10日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合経費の分賦金負担の割合を定めるについての一部を改正するについて（案）

城南衛生管理組合経費の分賦金負担の割合を定めるについて（昭和58年議決）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(賦課基準)</p> <p>1 組合経費の分賦は、次のとおりとし、組合構成市町に分賦する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>不燃ごみ及びプラスチック中継経費割合</u> <u>八幡市負担</u></p> <p>2 前項各号に定める賦課基準に基づき算定する経費の内訳は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) し尿収集量割合 し尿委託費及び徴収費並びに清掃総務費のうちし尿委託業務及び清掃手数料徴収業務に従事する職員の人件費</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) ごみ処理量割合 ごみ焼却費、ごみ中継費、</p>	<p>(賦課基準)</p> <p>1 組合経費の分賦は、次のとおりとし、組合構成市町に分賦する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>し尿収集運搬委託企業転廃業助成経費割合</u> <u>別表第2に定める各市町生し尿最高収集量</u></p> <p>2 前項各号に定める賦課基準に基づき算定する経費の内訳は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) し尿収集量割合 <u>し尿直営費、</u>し尿委託費及び徴収費並びに清掃総務費のうちし尿直営業務、し尿委託業務及び清掃手数料徴収業務に従事する職員の人件費</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) ごみ処理量割合 ごみ焼却費、ごみ中継費、</p>

改正後	現行
<p>ごみ破碎費及びごみ埋立費のうち次号に掲げる固定経費、建設経費を除くごみ処理に要する変動経費（<u>第10号に掲げる経費を除く。</u>）</p> <p>（9） ごみ処理施設建設事業経費割合</p> <p>（ア） 固定経費</p> <p>ごみ焼却費、ごみ中継費、ごみ破碎費及びごみ埋立費の各目中需用費修繕料、委託料のうち施設の維持補修にかかるもの及び清掃総務費のうちごみ焼却場、ごみ埋立処分場、ごみ中継業務に従事する職員の人件費（<u>第10号に掲げる経費を除く。</u>）</p> <p>（イ） 建設経費</p> <p>ごみ処理施設建設（改造、改修）経費及びごみ中継車購入にかかる経費並びにこれらの事業のために発行した組合債の償還に要する経費（<u>第10号に掲げる経費を除く。</u>）</p>	<p>ごみ破碎費及びごみ埋立費のうち次号に掲げる固定経費、建設経費を除くごみ処理に要する変動経費</p> <p>（9） ごみ処理施設建設事業経費割合</p> <p>（ア） 固定経費</p> <p>ごみ焼却費、ごみ中継費、ごみ破碎費及びごみ埋立費の各目中需用費修繕料、委託料のうち施設の維持補修にかかるもの及び清掃総務費のうちごみ焼却場、ごみ埋立処分場、ごみ中継業務に従事する職員の人件費</p> <p>（イ） 建設経費</p> <p>ごみ処理施設建設（改造、改修）経費及びごみ中継車購入にかかる経費並びにこれらの事業のために発行した組合債の償還に要する経費</p>

改正後	現行
<p>(10) <u>不燃ごみ及びプラスチック中継経費割合</u></p> <p><u>(ア) 処理経費</u></p> <p><u>ごみ中継費のうち(イ)に掲げる建設経費を除く不燃ごみ及びプラスチックの中継に要する経費</u></p> <p><u>(イ) 建設経費</u></p> <p><u>ごみ中継施設建設(改造、改修)経費及びごみ中継車購入にかかる経費並びにこれらの事業のために発行した組合債の償還に要する経費のうち不燃ごみ及びプラスチックの中継に要するもの</u></p> <p>3 略</p> <p>(分賦金の徴収方法)</p> <p>4 分賦金の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5～8 略</p>	<p>(10) <u>し尿収集運搬委託企業転廃業助成経費割合</u></p> <p><u>し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金積立金(以下「転廃業助成基金積立金」という。)</u>及び<u>し尿収集運搬委託企業転廃業助成金</u></p> <p>3 略</p> <p>(分賦金の徴収方法)</p> <p>4 分賦金の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 転廃業助成基金積立金に係る市町分賦金は、毎年6月15日に組合の発行する納付書により支払うものとする。</u></p> <p>5～8 略</p>

改正後	現行									
<p>9 平成元年4月1日から平成5年3月31日までの間第1項第2号から第4号の規定に基づき、し尿収集量割合、し尿処理量割合及びし尿処理施設建設事業経費割合（第8項の規定に基づく特例を適用する場合を除く。）を算定する場合において、その算定基礎に算入する昭和63年1月～12月の生し尿収集量については、当該量から別表に掲げる量を除いて算定するものとする。</p> <p>10及び11 略</p> <p>12 <u>令和4年度一般会計予算における分賦金負担の割合は、令和5年3月31日までの間、なお従前の例による。</u></p>	<p>9 平成元年4月1日から平成5年3月31日までの間第1項第2号から第4号の規定に基づき、し尿収集量割合、し尿処理量割合及びし尿処理施設建設事業経費割合（第8項の規定に基づく特例を適用する場合を除く。）を算定する場合において、その算定基礎に算入する昭和63年1月～12月の生し尿収集量については、当該量から別表第1に掲げる量を除いて算定するものとする。</p> <p>10及び11 略</p>									
<p><u>別表</u> 略</p>	<p><u>別表第1</u> 略</p> <p><u>別表第2</u></p> <table border="1" data-bbox="821 1496 1436 1937"> <thead> <tr> <th data-bbox="821 1496 957 1624">項目 市町別</th> <th data-bbox="957 1496 1165 1624">生し尿最高収 集量（KL）</th> <th data-bbox="1165 1496 1436 1624">実績年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="821 1624 957 1814">宇治市</td> <td data-bbox="957 1624 1165 1814">51,676.64</td> <td data-bbox="1165 1624 1436 1814">昭和60年1月 ～昭和60年1 2月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1814 957 1937">城陽市</td> <td data-bbox="957 1814 1165 1937">41,181.80</td> <td data-bbox="1165 1814 1436 1937">平成元年1月～ 平成元年12月</td> </tr> </tbody> </table>	項目 市町別	生し尿最高収 集量（KL）	実績年	宇治市	51,676.64	昭和60年1月 ～昭和60年1 2月	城陽市	41,181.80	平成元年1月～ 平成元年12月
項目 市町別	生し尿最高収 集量（KL）	実績年								
宇治市	51,676.64	昭和60年1月 ～昭和60年1 2月								
城陽市	41,181.80	平成元年1月～ 平成元年12月								

改正後	現行		
	八幡市	22,594.06	昭和60年1月 ～昭和60年1 2月
	久御山 町	5,946.64	平成元年1月～ 平成元年12月
	宇治田 原町	5,152.65	平成2年1月～ 平成2年12月
	井手町	5,773.39	平成2年1月～ 平成2年12月
	合計	132,325.18	
<p>備考</p> <p>し尿収集運搬委託企業の転廃業助成経費に係る市町分賦金の割合は、上記の生し尿収集量による割合とする。この場合において、生し尿の収集量が最高収集量に達していない市町の収集量は、平成2年1月～平成2年12月の生し尿収集量を最高収集量とみなす。</p>			

提案理由

不燃ごみ及びプラスチックの中継に要する経費について分賦金負担の割合に関する規定を新設するほか、し尿収集運搬委託企業転廃業助成金制度の終了等に伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第5号

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年2月10日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する
条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例
（平成14年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正す
る。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、
下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			現行		
（処理施設） 第20条 一般廃棄物を適正に処理 するために、組合に次の処理施設 を設置する。			（処理施設） 第20条 一般廃棄物を適正に処理 するために、組合に次の処理施設 を設置する。		
略	略	略	略	略	略
<u>沢中継</u>	京都府八幡市八幡	—	<u>沢中継</u>	京都府八幡市八幡	—
<u>施設</u>	沢1番地		<u>場</u>	沢1番地	
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

沢中継場の更新に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

提案理由

城南衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため本案を提案するものであります。

議案第9号

専任副管理者の選任同意を求めるについて

下記の者を専任副管理者に選任いたしたく、城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第10条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月28日提出

城南衛生管理組合

管理者 松村 淳子

記

氏名	野 ^の 村 ^{むら} 賢 ^{けん} 治 ^じ
生年月日	昭和33年7月25日
住所	京都府宇治市琵琶台1丁目2-67

提案理由

令和5年3月31日に本組合専任副管理者の任期が満了することとなるため、城南衛生管理組合規約第10条第3項の規定により、本組合専任副管理者の選任について議会の同意を求めるものであります。

略 歴

氏 名 の 野 むら 村 けん 賢 じ 治
生年月日 昭和 3 3 年 7 月 2 5 日
住 所 京都府宇治市琵琶台 1 丁目 2 - 6 7

記

昭和 5 6 年 3 月 京都産業大学法学部卒業

昭和 5 6 年 4 月 京都府採用

平成 1 7 年 4 月 京都府商工部商工総括室金融・組合室長

平成 2 0 年 4 月 京都府商工労働観光部産業労働総務課長

平成 2 1 年 4 月 京都府中丹広域振興局企画総務部長

平成 2 3 年 4 月 京都府商工労働観光部総合就業支援室長

平成 2 6 年 5 月 京都府商工労働観光部雇用政策監

平成 2 9 年 4 月 京都府中丹広域振興局長

平成 3 1 年 3 月 京都府退職

平成 3 1 年 4 月 城南衛生管理組合専任副管理者
現在に至る。

議案第10号

城南衛生管理組合個人情報保護に関する法律施行
条例を制定するについて

城南衛生管理組合個人情報保護に関する法律施行条
例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合個人情報保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報（法第87条第1項のただし書の写しによる閲覧を含む。）の写しの交付を受ける者は、別表に掲げる額を納めなければならない。

（城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会への諮問）

第4条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年城南衛生管理組合条例第 号）第2条第1項に規定する城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

（運営状況の公表）

第5条 管理者は、毎年度、実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		金額
文書、図画及び写真	(1) 複写機による複写（単色刷りに限る。）	1枚につき10円
	(2) 複写機による複写（多色刷りに限る。）	1枚につき50円
	(3) 前2号に規定する以外の方法	現に要する額
電磁的記録	(1) 用紙への出力（単色刷りに限る。）	1枚につき10円
	(2) 用紙への出力（多色刷りに限る。）	1枚につき50円
	(3) 前2号に規定する以外の方法	現に要する額
公文書の写しの送付		郵便料金相当額

備考

- 1 複写機による複写及び用紙への出力については、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いる。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

提案理由

個人情報保護に関する法律の一部改正に準じ、個人情報保護制度に関し必要な事項を定めるため、本案を提案するものであります。

議案第 1 1 号

城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会
条例を制定するについて

城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例
を、次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議等の手続について定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事項を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第138条の4第3項の規定により、附属機関として、城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（1） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び第129条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

（2） 城南衛生管理組合情報公開条例（平成12年城南衛生管理組合条例第4号）第15条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

（3） 城南衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年城南衛生管理組合条例第 号）第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（4） 城南衛生管理組合議会個人情報の保護に関する条例（令和5年城南衛生管理組合条例第 号）第45条及び第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審議会は、情報公開の制度又は個人情報保護の制度の運用に関する事項について、実施機関に建議することができる。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 諮問実施機関 第2条各号の規定により審議会に諮問をした実施機関（城南衛生管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）をいう。

(2) 公文書 城南衛生管理組合情報公開条例第2条第1項第1号に規定する公文書をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(組織)

第4条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記載されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条及び第12条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。（意見の陳述等）

第8条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。（提出資料の写しの送付等）

第10条 審議会は、第7条第3項若しくは第4項若しくは前条の規定による意見書若しくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書若しくは資料の提出があったときは、当該意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載

した書面)を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書、資料又は主張書面の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査及び審議の手続の非公開)

第11条 審議会が諮問に応じて行う調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを調査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(他の制度との調整)

第13条 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手続については、第7条第4項、第8条、第9条、第10条第2項及び第4項並びに前条の規定にかかわらず、行政不服審査法の規定による。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、会計課において処理する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に附則第5項の規定による改正前の城南衛生管理組合情報公開条例（以下「旧条例」という。）第16条第4項の規定により城南衛生管理組合情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」と総称する。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第4条第2項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、当該審査会の委員に委嘱された者とみなされる者の委員としての任期は、施行日から2年とする。なお、改正前の旧委員の任期は、情報公開条例第16条第5項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

3 旧委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第15条第1項の規定により旧審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされたものとみなし、当該諮問について旧条例に規定する調査審議の手続については、審査会における手続とみなす。

(城南衛生管理組合情報公開条例の一部改正)

5 城南衛生管理組合情報公開条例（平成12年城南衛生管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
目次	目次

改正後	現行
<p>第2章 情報の公開（第5条—<u>15条</u>）</p> <p>第3章 雑則（<u>第16条—19条</u>）</p> <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第11条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して<u>30日</u>以内に、情報の公開の可否についての決定をしなければならない。</p> <p>（<u>審議会</u>への諮問）</p> <p>第15条 実施機関は、第11条第1項の規定による決定（同条第4項の規定により決定があったものとみなされた場合を含む。）について行政不服審査法（平成28年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決について<u>城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例</u>（令和5年城南衛生管理組合条例第 号）第2条第1項に規定する<u>城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会</u>に諮問しなければならない。</p>	<p>第2章 情報の公開（第5条—<u>16条</u>）</p> <p>第3章 雑則（<u>第17条—20条</u>）</p> <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第11条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して<u>15日</u>以内に、情報の公開の可否についての決定をしなければならない。</p> <p>（<u>審査会</u>への諮問）</p> <p>第15条 実施機関は、第11条第1項の規定による決定（同条第4項の規定により決定があったものとみなされた場合を含む。）について行政不服審査法（平成28年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決について<u>次条第1項に規定する機関</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（<u>城南衛生管理組合情報公開審査会</u>）</p>

改正後	現行
<p>(他の制度との調整)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(公文書の目録)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(実施状況の公表)</p>	<p><u>第16条</u> <u>前条第1項の規定による諮問に応じて調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、城南衛生管理組合情報公開審査会（以下この条において「審査会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2</u> <u>審査会は、前条第1項の規定による諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>審査会は、委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>4</u> <u>委員は、知識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。</u></p> <p><u>5</u> <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>6</u> <u>審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>7</u> <u>前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(他の制度との調整)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(公文書の目録)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(実施状況の公表)</p>

改正後	現行
第18条 略 (委任) 第19条 略	第19条 略 (委任) 第20条 略

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			現行		
別表（第1条、第2条、第3条関係）			別表（第1条、第2条、第3条関係）		
区分	報酬額	旅費額	区分	報酬額	旅費額
略			略		
(14) <u>城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会</u> の会長	日額 11,000円	同	(14) <u>城南衛生管理組合情報公開審査会</u> の会長	日額 11,000円	同
略			略		

提案理由

個人情報保護に関する法律の一部改正に準じ、管理者の附属機関として城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会を設置するため、本案を提案するものであります。

議案第12号

城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例及び城南衛生管理組合情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例及び城南衛生管理組合情報公開条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例及び城南衛生管理組合
情報公開条例の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例（平成28年条例第
1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分		金額
文書、図画及び 写真	（1） 複写機による複写（ 単色刷りに限る。）	1枚につき10円
	（2） 複写機による複写（ 多色刷りに限る。）	1枚につき50円
	（3） 前2号に規定する以 外の方法	現に要する額
電磁的記録	（1） 用紙への出力（単色 刷りに限る。）	1枚につき10円
	（2） 用紙への出力（多色 刷りに限る。）	1枚につき50円
	（3） 前2号に規定する以 外の方法	現に要する額
公文書の写しの送付		郵便料金相当額

備考

- 1 複写機による複写及び用紙への出力については、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いる。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
。

（城南衛生管理組合情報公開条例の一部改正）

第2条 城南衛生管理組合情報公開条例（平成12年城南衛生管理組合
条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(費用の負担)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 この条例の規定により公文書（公文書を複写及び複製したものを含む。）の写しを<u>交付する場合における当該写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。</u></p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 この条例の規定により公文書（公文書を複写及び複製したものを含む。）の写しの<u>交付にかかる手数料は、1枚130円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

公文書の写し等の交付に係る費用について、電子媒体等への対応を含めた見直しを行うため、本案を提案するものであります。

議案第13号

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日（<u>法令又は条例若しくは規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（<u>1月間の日数（城南衛生管理組合の休日をも定める条例（平成4年城南衛生管理組合条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。</u>）が20日に満たない日数の場合にあつては、<u>18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。</u>）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により</p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日（<u>条例又は規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。</u>）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分</p>

改正後	現行
<p>勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの</u>（季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4カ月以内の期間を定めて雇用されていた者）にあつては、引き続</p>	<p>以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月</u></p>

改正後	現行
<p>き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>	<p>が1月以上あるもの(季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4カ月以内の期間を定めて雇用されていた者)であつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

第2条 この条例による改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和5年城南衛生管理組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日（<u>法令又は条例若しくは規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（<u>1月間の日数（城南衛生管理組合の休日</u><u>を定める条例（平成4年城南衛生管理組合条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。</u>）が20日に満たない日数の場合にあつては、<u>18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。</u>）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日（<u>条例又は規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。</u>）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない</p>

改正後	現行
<p>は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日（<u>法令又は条例若しくは規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（<u>1月間の日数（城南衛生管理組合の休日を定める条例（平成4年城南衛生管理組合条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。</u>）が20日に満たない日数の場合にあつては、<u>18日から20日と当該日数との差</u></p>	<p>。</p> <p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日（<u>条例又は規則により、勤務しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。</u>）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及</p>

改正後	現行
<p>に相当する日数を減じた日数。<u>第10条第2項において「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>	<p>び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>

提案理由

国家公務員退職手当法の運用方針等の一部改正に準じ、
所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第14号

し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金条例を廃止する条例を制定するについて

し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金条例を廃止する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金条例を廃止する条例（案）
し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金条例（平成４年城南衛生管理組
合条例第６号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案理由

令和4年度をもってし尿収集運搬委託企業転廃業助成金制度が終了し、資金を積み立てるための基金が不要となるため、本案を提案するものであります。

議案第15号

新事務所棟建設工事（主体工事）請負契約の締結について

新事務所棟建設工事（主体工事）請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決を求める。

令和5年3月28日提出

城南衛生管理組合

管理者 松村 淳子

記

- 1 契約の目的 新事務所棟建設工事（主体工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 621,500,000円
- 4 契約の相手方 京都府京都市中京区西ノ京中保町64
株式会社 長村組
代表取締役社長 四手井 康紀

提案理由

城南衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため本案を提案するものであります。

議 会 議 案 第 1 号

城南衛生管理組合議会個人情報保護に関する条例を制定するについて

城南衛生管理組合議会個人情報保護に関する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和5年3月28日提出

城南衛生管理組合議会
議員 樋口 房次
大河 直幸

城南衛生管理組合議会個人情報保護に関する条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条―第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条―第30条）
 - 第2節 訂正（第31条―第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条―第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条―第46条）
- 第5章 雑則（第47条―第52条）
- 第6章 罰則（第53条―第57条）
- 附則
- 別表

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、城南衛生管理組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この条例において「個人識別符号」とは、法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以

下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、城南衛生管理組合情報公開条例(平成12年城南衛生管理組合条例第4号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、法第2条第4項に規定する本人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。

9 この条例において「個人関連情報」とは、法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

1 2 この条例において「独立行政法人等」とは、法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。

1 3 この条例において「地方独立行政法人」とは、法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそ

れが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 管理者、監査委員、公平委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提

供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第 3 8 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 2 条 第 1 項 及び第 2 項の規定に 違反して利用されて いるとき	第 1 2 条 第 5 項の規定によ り読み替えて適用する同条 第 1 項及び第 2 項（第 1 号 に係る部分に限る。）の規 定に違反して利用されてい るとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集さ れ、若しくは保管されてい るとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作 成された特定個人情報ファ イル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情 報ファイルをいう。）に記 録されているとき
第 3 8 条 第 1 項 第 2 号	第 1 2 条 第 1 項及び 第 2 項	番号利用法第 1 9 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 1 3 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 1 4 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の

制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（1） 個人情報ファイルの名称

（2） 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

（3） 個人情報ファイルの利用目的

（4） 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

（5） 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

（6） 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって

、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人

の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報及び情報公開条例第6条各号に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（5） 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければなら

ない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しよ

うとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報をもつて第22条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報(第28条第1項のただし書の写しによる閲覧を含む。)の写しの交付を受ける者は、別表に掲げる額を納めなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、

当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（１） 第４条第２項の規定に違反して保有されているとき、第６条の規定に違反して取り扱われているとき、第７条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（２） 第１２条第１項及び第２項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

２ 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第４８条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

３ 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内に行ななければならない。

（利用停止請求の手續）

第３９条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第３項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（１） 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

（２） 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（３） 利用停止請求の趣旨及び理由

２ 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３ 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という

。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内

に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年城南衛生管理組合条例第 号）第2条第1項に規定する城南衛生管理組合情報公開・個人情報保護審議会（以下第50条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し

、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講

ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第30条関係）

区分		金額
文書、図画及び写真	(1) 複写機による複写（単色刷りに限る。）	1枚につき10円
	(2) 複写機による複写（多色刷りに限る。）	1枚につき50円
	(3) 前2号に規定する以外の方法	現に要する額
電磁的記録	(1) 用紙への出力（単色刷りに限る。）	1枚につき10円
	(2) 用紙への出力（多色刷りに限る。）	1枚につき50円
	(3) 前2号に規定する以外の方法	現に要する額
公文書の写しの送付		郵便料金相当額

備考

- 1 複写機による複写及び用紙への出力については、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いる。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

提案理由

個人情報保護に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うため、本案を提案するものであります。